

2012 履修ガイド

生活科学科

文科

看護学科

共立女子短期大学履修ガイド

(生活科学科・文科・看護学科)

平成 24 年 度

2 0 1 2

目 次

本学のあゆみ	4
本学の組織	6
. 履修要項	
生活科学科	
1. 学科の概要	7
2. カリキュラムの全体像	9
3. 教養教育科目【全学共通】	9
4. 専門教育科目	13
5. 卒業の要件	16
6. 教育課程（カリキュラム）および履修方法	17
7. チャレンジ・ゼミナール	22
8. 卒業研究・卒業制作	22
9. 諸資格	
・フードスペシャリスト	23
・惣菜管理士三級	24
・インテリアプランナー	24
・インターンシップ制度について	25
文科	
1. 学科の概要	26
2. 教養教育科目【全学共通】	28
3. 専門教育科目	32
4. 卒業の要件	32
5. 教育課程（カリキュラム）および履修方法	33
看護学科	
1. 学科の概要	39
2. 学科目の構成	40
3. 教養教育科目【全学共通】	40
4. 卒業の要件	45
5. 教育課程（カリキュラム）および履修方法	46
6. 看護師国家試験受験資格	50

．全学科に共通する事項	
1．学籍について	51
2．学生証	51
3．学籍異動（休学・復学・退学・除籍・再入学）	51
4．学費	52
5．単位および授業期間	53
6．授業	54
7．履修登録	56
8．既修得単位の認定	58
9．試験	58
10．進級	61
11．海外留学・研修	62
12．他短期大学との単位互換制度について	64
13．科目等履修	64
14．編入学	65
15．履修に関するQ & A	66
．諸規程等	
1．共立女子短期大学学則	69
2．共立女子短期大学学位規程	79
3．共立女子大学・共立女子短期大学試験規程	80
4．共立女子短期大学看護学科履修規程	82
5．看護学科再評価試験に関する内規（抜粋）	83
6．共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程	83
7．共立女子大学・短期大学留学規程	84
8．共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程	87
．伝達 他	89

本学のあゆみ

本学の歴史は、女子教育が黎明期を迎えたばかりの明治 19 年に「女子の社会的地位を高めるには、専門の職業を身につけ、自活の能力を得させなければならない」と、宮川保全、鳩山春子ら女子教育の先覚者 34 名が、共同で「共立女子職業学校」を創立した時にさかのぼる。「共立」という校名は、この共同の設立に由来する。

ここでは、専門の職業活動に必要な学術技能を教育することが中心となったが、同時に、女子が自立するために必要な教養を習得させることがめざされたのである。したがって、本学建学の精神は、女性の社会的地位向上のための、自活の能力の習得と自立した女性として必要な教養の習得であったといえる。やがてこの建学の精神から「誠実・勤勉・友愛」の三つの徳目が生まれ育ち、本学の伝統的精神のよりどころとなった。昭和 3 年、「共立女子専門学校」が設立されたが、そこでもこの建学の精神は受け継がれ、社会に多大な貢献をした。

第二次世界大戦の激動期を経て、日本は世界の平和と人類の福祉のため、文化国家建設に全力を注ぐことになった。教育面では学制改革が行なわれ、それを機に、本学においては、昭和 24 年、家庭生活についての実際的な専門的知識と社会人としての広い視野とをもつ人間の育成をめざして、「共立女子大学家政学部」を発足させた。さらに 28 年には、文学と芸術の世界を広く深く理解できる人間の育成をめざして、大学に「文芸学部」を開設した。平成 2 年には、日本社会の国際化に対応し、豊かな国際感覚をもち、国際化した社会で積極的に活躍できる人間の育成をめざして、「国際文化学部」を八王子キャンパスに開設。19 年度からは、家政学部に新たに「児童学科」を開設し「生活美術学科」を「建築・デザイン学科」とし、文芸学部は従来の文学と芸術を学ぶ特徴を生かしながらメディアという視点から「文芸学部文芸学科」を、国際文化学部は社会科学系の科目を充実させて「国際学部」として再編した。

また短期大学は、昭和 25 年に「共立女子大学短期大学部家政科」を設置したことに始まり、昭和 28 年には実務的・実地的知識と教養とを身につけた人間の育成をめざして、短期大学部に「文科第一部」「文科第二部」を開設した。昭和 48 年、「共立女子大学短期大学部」は「共立女子短期大学」と改称され、短期大学としてのまとまりある教育・研究体制が整えられ、現在では「生活科学科」「文科」および平成 16 年度に設置された 3 年制の看護師養成課程である「看護学科」を加えた 3 学科体制をとっている。平成 19 年度には、「文科第二部」の募集を停止し、「文科第一部」を「文科」と改称した。

大学院は、昭和 41 年に「文芸学研究科」(修士課程)を、55 年に「家政学研究科」(修士課程)を、さらに平成 6 年に「比較文化研究科」(修士課程)を設置し、また同年には「家政学研究科」に博士後期課程として「人間生活学専攻」を設置した。これら大学院は、高度の学術研究・教育機関として、さらに拡充することをめざしている。

本学では、昭和 54 年に都心に位置する神田一ツ橋キャンパスから、さらなる教育環境の充実を図るため、八王子に新キャンパスを設けた。八王子キャンパスは、長年にわたって本学の教育拠点のひとつであったが、かねてより大学・短期大学将来構想委員会では、教育機能の一層の充実をめざして、神田一ツ橋キャンパスを中心とした集中型教育の導入を検討、教育内容および教育方法の改革を含めた環境整備を行い、平成 18 年度より神田一ツ橋キャンパスへの集中化の実施に取り組み、平成 19 年度より大学・短期大学の授業が神田一ツ橋キャンパスで実施されることにより、学部・学科の枠を超え、教養教育の全学共通化を実現することとなった。

いまや我々をとりまく社会の高度技術化、国際化、情報化等の進歩はめざましいものがあり、卒業生には社会の各分野で主導的・積極的に活躍する場が開かれている。

社会の求める高度な能力とともに、本学の建学の精神にもとづいた、豊かな人間性を備え、確かな価値観を身に付けた女性を世に送り出すことが本学のめざす目標であり、本学の教育の方針である。

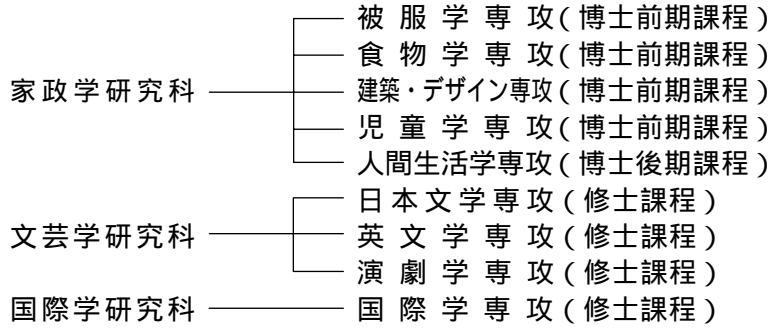
年 月 日	事 項
明治 19. 3. 22	共立女子職業学校創立
大正 14. 4. 1	共立女子職業学校専門学部設置
昭和 3. 10. 1	共立女子専門学校設立
昭和 25. 4. 1	共立女子大学短期大学部家政科設置
昭和 26. 4. 1	被服別科設置
昭和 28. 4. 1	文科第一部・第二部国語専攻、英語専攻設置
昭和 35. 4. 1	定員変更 家政科（100名 200名） 文科第一部国語専攻（50名 100名） 英語専攻（50名 100名）
昭和 40. 4. 1	被服別科を別科（被服専修）と改称
昭和 48. 4. 1	短期大学部を共立女子短期大学に名称変更
昭和 53. 4. 1	定員変更 文科第二部国語専攻（50名 100名） 英語専攻（50名 100名）
昭和 59. 4. 1	別科（被服専修）を別科（家政専修）と改称
平成元. 4. 1	家政科を生活科学科と改称
平成 2. 4. 1	別科（家政専修）を別科（生活科学専修）と改称
平成 3. 4. 1	臨時定員増 生活科学科（200名 280名） 文科第一部国語専攻（100名 150名） 英語専攻（100名 150名） 文科第二部国語専攻（100名 170名） 英語専攻（100名 170名）
平成 6. 4. 1	文科第一部・第二部国語専攻を日本語・日本文学専攻、英語専攻を英語・英米文学専攻と改称
平成 12. 4. 1	定員変更 生活科学科（200名 240名） 文科第一部日本語・日本文学専攻（100名 125名） 文科第一部英語・英米文学専攻（100名 125名） 文科第二部日本語・日本文学専攻（170名 100名） 文科第二部英語・英米文学専攻（170名 100名）
平成 16. 4. 1	共立女子短期大学看護学科設置 定員変更 生活科学科（240名 170名） 文科第一部日本語・日本文学専攻（125名 80名） 文科第一部英語・英米文学専攻（125名 90名）
平成 18. 3. 31	別科（生活科学専修）を廃止
平成 19. 4. 1	文科第二部の募集を停止 文科第一部日本語・日本文学専攻及び英語・英米文学専攻を文科（170名）と改称
平成 20. 3. 31	文科第二部を廃止

共立女子短期大学の人材養成目的

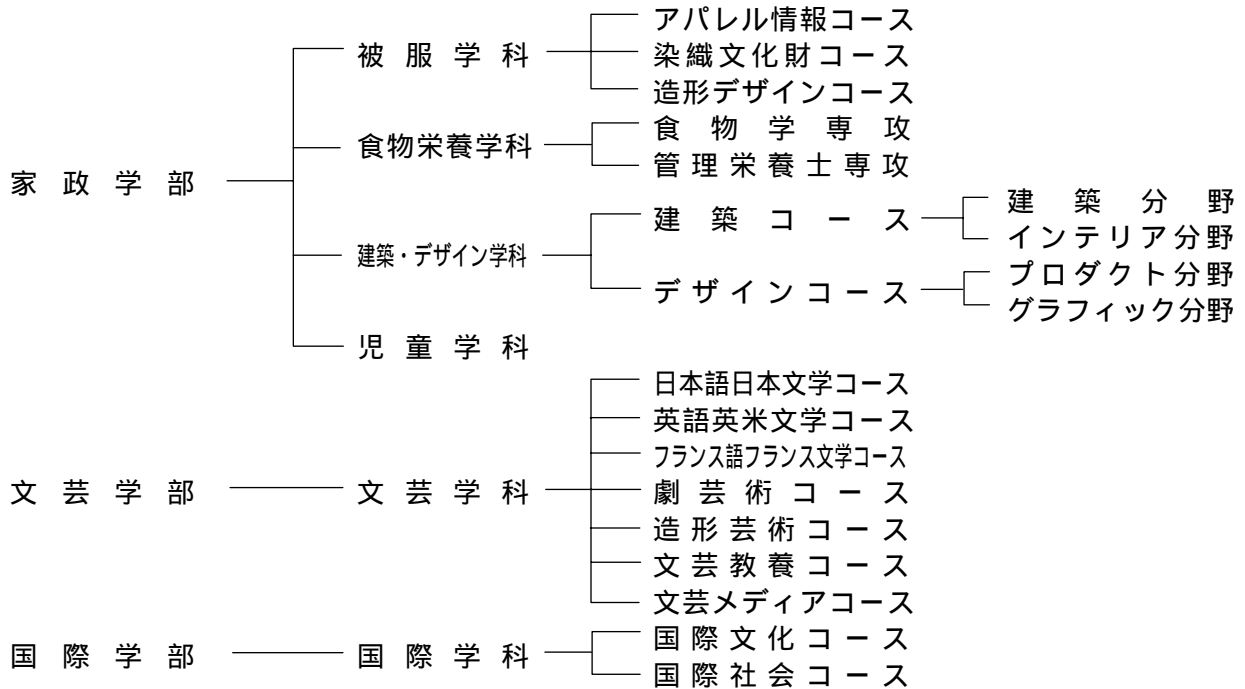
本短期大学は、学生の主体的な学びを育み、専門の学芸を教授し、職業または實際生活に必要な能力と幅広く深い教養および総合的な判断力を培うとともに、誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成することを目的とする。

本学の組織

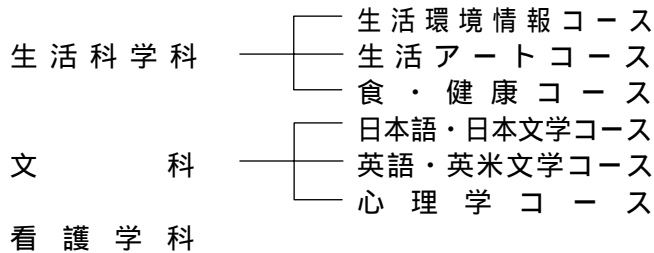
共立女子大学大学院



共立女子大学



共立女子短期大学



履修要項

生活科学科

1. 学科の概要

<生活科学科の人材養成目的>

生活科学科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身の積極的な学習意欲を引き出し、社会において自立した人間として活躍するために、生活に関する実践的な知識・技能を身につけ、家庭および社会において、生活者としてそれらを活用する能力を養い、豊かな教養に基づき、思いやりのある誠実で協調性に富んだ女性を育成する」ことである。

生活科学とは

生活科学は、生活について科学的に考える人々を支援するための学問です。「生活」とは、人間にとってもっとも基本的な「生き方」ということです。「人はどう生きるか」、「どんな人生を送るか」ということです。これを科学的に研究しようというのが生活科学です。

生活科学の研究には、いくつかの面からのアプローチがあります。従来の衣・食・住からのアプローチは、あらためるまでもなく重要です。更に、家族・社会・社会福祉・介護・情報というように、「生活」と関わるすべてのテーマが研究の対象になる、非常に間口の広い学問です。

生活科学科への入学者受け入れ

生活科学科は、「生活環境情報コース」「生活アートコース」「食・健康コース」の3つの専門コースに分かれています。「生活環境情報コース」では、私たちがとり囲む情報環境を総合的に学びながら最先端のコンピュータ技術を修得します。「生活アートコース」では、自分の手を使うものづくりやインテリアなど身近な環境のデザインについて学びます。「食・健康コース」では、私たちの生活を支える食事や健康について考えます。

これら3コースは、どれも生活科学という共通基盤の上に成立しているという特徴を持っています。従って、生活科学に関するさまざまな分野を広く学びたい人も、自分が関心を持っているコースの内容を深く学びたい人も受け入れています。そこで、広く学ぶためにコースを超えて授業を受けることができる制度を整え、また、深く学ぶために卒業研究や各種の資格取得を支援する科目を備えています。資格取得の支援をする具体例としては、CAD 利用技術者基礎、インテリアプランナー、フードスペシャリストなどがあります。

入試方法にも、多才・多能な学生を受け入れるため、模擬授業を受けたり教員と面談したりしながら進める AO タイプの自己PR入試、得意な分野をアピールできる公募制推薦入試、指定校制推薦入試、学力重視の一般入試やセンター入試などを用意しています。

生活科学科の教育課程

生活科学科では、人材養成目的にかかげてあるように、「積極的な学習意識に基づき、豊かな教養と生活に関する実践的な知識・技能を身につけ、それらを活用できる能力を持った女性の育成」を実現するため、次のようにカリキュラムを組み立てています。

1. 専門分野の枠を超えて幅広い教養を身につけ、大学で学ぶことの意味を理解するため、全学共通で行われる

教養教育科目が設置されています。中でも「大学での学び」を支援する初年時教育（基礎ゼミナール）、国際化に対応するための英語基礎教育（英語）、情報社会に対応するための情報教育（情報処理）は重要な科目となっています。また、多様な教養教育科目の中から生活科学を学ぶための基礎知識として必要とされる、推奨科目も指定しました。

2. 専門科目では、生活科学の基礎知識を学ぶとともに、所属コースの学問的方法を体系的に学ぶことを通して、問題の本質を見抜く洞察力と判断力を養い、有用な問題解決法を学び、社会に出て活躍できる基礎力を身につけてもらいます。
3. 各コースとも、学生の主体性を養うため参加型授業を重視し、特に演習、実験・実習については少人数クラスで実施し、担当助手も手伝い、授業外においても個別指導を行います。
4. ガイダンスやクラス担任・担任助手の助言をもとに、学生が関心ある科目を幅広く履修し、コース以外の領域への関心も広げ、多角的な視点を養えるように、コース横断型の学びを奨励しています。
5. 学習意欲を高めるため、それぞれのコースに対応した資格取得のための授業を用意し、専門的な仕事を指す上で基礎的なスキルを身につけることに力点を置いています。
6. これらを通した2年間の勉学の集大成が卒業研究・卒業制作であり、大学で身に付けた知識、研究方法、論理的思考力や表現力等を十分活用して、その研究・作品が結実するように丁寧な個別指導を行います。

2年後の社会人への仲間入りを目指して

社会に出て自立するということは、経済的にも精神的にも「ひとり立ち」が出来るということです。生活科学科では、社会に出て自立できる女性を育成するため、カリキュラムを組んできました。しかし、社会で自立する前に、もうひとつ「自律」問題があるのです。これは家庭生活の中での自律ということで、簡単に言えば、起床と就寝の時間が一定し、一日3回の食事を決まった時間にとり、食生活でも衣生活でも住生活でも、健康的で快適な生活が送れるということを意味します。まとめますと、自律と自立ができて初めて、立派な社会人が誕生することになるのです。生活科学科では、2年間のあいだに、自立する社会人を養成するために、その基礎となる資質の涵養に全力を注いでおります。

これまで、生活科学科の多くの学生は、卒業後、思いやり、やさしさ、自己犠牲の精神に優れていると評価されてきました。もちろん、本人たちの資質によるところが大きいと思いますが、生活科学科が伝統的に培ってきた雰囲気の中で学生たちが養成されるということも要因となっているでしょう。良き環境の中でしっかりと受容され、伸びやかに成長する若芽のごとく、皆さんは学窓を巣立つのです。

入学から2年後に、多くの短大生は社会人への仲間入りをし、一部の学生は4年制の学部へ編入学していきます。生活科学科で学んだ生活に関する基本的資質や素養を身につけ卒業する皆さんが、社会においても家庭においても、誠実で勤勉な自立する女性となることを願っております。

2. カリキュラムの全体像

生活科学科のカリキュラムは下記の表のとおり、大別すると、「教養教育科目」と「専門教育科目」とから構成されています。大学・短大の授業は、高等学校までと違って、専門分野ごとに分かれて深く学習することになっており、主に「専門教育科目」でその特徴的な授業が行われます。しかし学問があまり細かく分かれてしまうと、学問に共通する基礎的な知識の修得や、そもそも、なぜ大学・短大で学ぶのかといった基本的な問いかけを忘れてしまいがちになります。そのために「専門教育科目」に並行して「教養教育科目」が用意されていて、様々な分野を広く学べるようになっています。

生活科学科を卒業するためには、「教養教育科目」「専門教育科目」それぞれについて、指定された単位数（卒業要件）を修得しなければなりません。

教養教育科目 (全学共通)	基本スキルユニット 教養ユニット [10 ページに解説]		
	生活科学基礎系科目 (コース共通科目) [13 ページに解説]		
	生活環境情報コース 専門科目 生活環境系 環境情報デザイン系 生活心理系 [14 ページに解説]	生活アートコース 専門科目 造形・デザイン系 インテリアデザイン系 デジタルデザイン系 [14 ページに解説]	食・健康コース 専門科目 食と健康系 (知識) 食と健康系 (選択・行動) 健康・資格支援系 [14 ページに解説]
	特別演習系科目 [15 ページに解説]		

3. 教養教育科目【全学共通】

< 教養教育の人材養成目的 >

教養教育の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子大学・共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する」ことである。

一般に大学で勉強すると言うことは、より専門性の高い学問と取り組むということを意味しています。学部・学科・コースなどの区別があって、それぞれの分野を個別、専門的に学ぶ道筋が用意されているのはそのためです。

専門分野を深く探求すること、これが大学における勉学の最も基本的な姿だといっているでしょう。

その一方で、複雑化した現代社会にあって、錯綜する諸課題に的確に対応するためには、深い知識と同時に、広い視野と柔軟な思考力が求められます。本学において、学部・学科ごとの専門教育科目と並んで全学共通の教養教育科目が置かれているのも、そうした社会の求めに応えて、幅広い教養と豊かな人間性に裏打ちされた総合的判断力を身につけた人材を育てるために他なりません。

全学共通という以上、学部・学科の枠を超えて、本学に学ぶすべての学生諸君を対象にしています。当然のことながら実に様々な目的・目標を持った授業科目が展開されています。みなさんの中から自分で履修する科目を選び、履修計画を立てなければならないのですが、最初はその多様さに戸惑うかもしれませんね。以下に教養教育科目全体の構成とそれぞれの目的・目標を大まかにまとめましたので、履修計画を組立てる際の参考にしてください。

【教養教育の人材養成目的等】

人材養成目的	教育目的 【対応する科目群】	教育目標 【対応する科目群】
ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する。	大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識・技能を育成する。 【基本スキルユニット】	大学生活を送る上で必要な学習技能を育成する。 【基礎ゼミナール】
		大学生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な表現力と、情報活用能力等を育成する。 【ことばとスキル】
	大学生生活・社会生活を送る上で必要な、幅広く深い教養・総合的な判断力・豊かな人間性を涵養する。 【教養ユニット】	専門分野の枠を超えて共通に求められる知識と技能の伝達により、知的好奇心を喚起し、豊かな人間性や柔軟な思考を育成する。 【学問への招待】
		将来、知的・文化的な日常生活を創造できるような知識・技能を育成する。 【生活の中の教養】
		現代社会における諸課題に自らの使命・役割・責任を関連付け、適切に対処できる知識と能力を育成する。 【社会人としての教養】
	専攻する学問の理解を助け、関連する諸分野への幅広い視点を獲得するための知識と技能を育成する。 【専門を学ぶための教養】	

大学での勉学はなによりも先ずみなさん自身の主体的な参加が前提になっています。旺盛な知的好奇心を燃やし、教養教育科目の目的、目標をしっかり理解したうえで、存分に活用してください。みなさん一人ひとりが、やがて人間として充実した日々を生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすことのできる女性に成長されることを期待しています。

教養教育科目の特徴と履修上の注意点

基本スキルユニット

「入門」「ことばとスキル」の2区分から構成されています。

基礎ゼミナール

1年次の前期に、全員が受講しなければならない演習形式の科目です。学科別に30名程度のクラスを設け、各学科の専任教員が担当します。内容は原則として全学共通ですが、各学科でそれぞれの教育目標に合わせ多

少の違いがあります。

具体的な達成目標としては、次のような事があげられます。

大学生としてそして共立の学生として知っておくべきこと、自覚しておくべきこと等、学生生活に関する心構えやルールについて学び、考える。

学習方法、学習計画、図書館の利用法、資料検索、演習、実験への知識を習得する。

レポートの書き方、討論やプレゼンテーションについての基礎的な知識を習得する。

テーマの見つけ方、研究・実験の方法、発表の方法等について実践的な形式を通して学習する。

自らの学習計画を立てる。

表現技法

1クラスあたり30人を目安に開講します。「表現技法」では作文・論文の基本的な書き方を身につけることを、「表現技法」では読解・分析の基本的能力を身につけることを、「表現技法」では企画・立案・発表・討論のための基本的な方法論を身につけることを目標としています。いずれも半期で完結する科目です。

日本語科目

留学生を対象とした科目で、日本語能力の向上と実際に授業を受けるうえで必要なスキルの向上を図ります。1年間で完結する科目です。

英語

(1) 「英語」「英語」

「英語」はListening & Speakingを、「英語」はReading & Writingを学びます。「英語」は外国人教員が担当し、「英語」は日本人教員が担当します。いずれも1年間で完結する科目です。入学時に実施されるプレACEMENTテストの結果に基づいてクラスが編成されます。なお、学習効果を上げるために、「英語」と「英語」を平行して履修することをお勧めします。

英語技能検定試験等の結果による単位認定について

履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「A」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

プレACEMENTテストで90%以上のスコアを取得した学生で、英語技能検定試験等の結果が次の～のいずれかに該当した場合、「英語」及び「英語」の単位を認定します（履修中も認定）。

TOEIC 700点以上を取得

TOEFL 68点(iBT)以上を取得

実用英語技能検定 準一級を取得

IELTS 5.5以上

(2) 「ビジネス英語」「ビジネス英語」「オーラル・コミュニケーション」「TOEIC/TOEFL 演習」「分野別英語」

「英語」「英語」で学んだことをベースに、2年次以上で履修する科目で、1年間で完結します。

効果的な学修のために、「英語」が履修済みであることなどの前提条件があります。詳細は必ずシラバスを参照してください。

初習外国語

(1) 「フランス語」「中国語」「ドイツ語」

それぞれ、履修の段階に応じて「入門」「表現」「総合」があり、入門 表現 総合と進みます。「入門」と「表現」は1年次から履修することができ、週2回の授業を受け、半期で完結します。「総合」は2年次から履修することができ、週1回の授業を受け、1年間で完結します。1年次の前期で「入門」、後期で「表現」を履修するのが通常の学習順序ですが、「入門」のみを履修する人のために、後期にも「入門」クラスが開講されます。

「表現」を履修するためには「入門」を修得していることが前提条件となります。

外国語技能検定試験等の結果による単位認定について

下記のいずれかに該当し、履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「A」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

外国語技能検定試験等		単位認定を行う科目
実用フランス語技能検定試験	3級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」
	2級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」 「応用フランス語（総合）」
中国語検定	3級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」
	2級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」 「応用中国語（総合）」
ドイツ語技能検定	3級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」
	2級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」 「応用ドイツ語（総合）」

(2) 「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「韓国語」

「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「韓国語」の4カ国語が開設されています。「基礎」は1年次より履修できますが、「応用」は2年次から履修することができます。いずれも1年間で完結する科目です。

情報関連科目

(1) 「情報基礎」「情報処理」

「情報基礎」は理論を学習する講義科目で、「情報処理」は演習科目です。「情報処理」は一般クラスと上級者クラスが設けられています。詳細はオリエンテーションで説明します。

(2) 「情報活用法A（データベース）」「情報活用法B（ネットワーク）」

「情報基礎」「情報処理」で得られた知識とスキルをベースとして、データベース機能の理解とネットワークを利用した情報収集や情報発信の方法について、演習形式で学習します。

(3) 「統計基礎」「統計情報処理」

統計学の基礎と人文・社会科学、自然科学への適用方法、統計結果の見方について理論的に学習し、ア

ンケート調査等により得られた情報の特性に対応した統計処理の手法、結果の発信方法などを具体的な課題への取り組みを通して身につけます。

体育

実技を中心とした科目で、健康、体力の維持・増進に運動が果たす役割を学び、運動を実践するための技術や知識の習得を目的とします。

教養ユニット

人文、社会、自然の幅広い領域に関する多様な科目が開設されています。「学問への招待」「生活の中の教養」「社会人としての教養」「専門を学ぶための教養」の4区分から構成されています。すべての科目は半期で完結します。

科目の内容（同一科目で複数クラス開講される場合はクラスごとの）を共立シラバスで十分確認してから、履修する科目を決めてください。

なお、以下の2科目については下記の点にご注意ください。

「教養講座」

複数の教員が授業を担当するオムニバス形式の科目です。毎年度決められるテーマに沿って、それぞれの教員が複数回授業を担当します。授業回ごとの担当者および授業の内容はシラバスを確認してください。

「自己開発」

この教科は、学生が自らの意志において、自己開発、自己啓発のために積極的に起こした活動（海外研修、インターンシップなど）を評価し、単位を認定するものです。

実際の単位認定に関しては、単位認定の対象となる活動が終了してから、所定の時期に、「活動報告書」「単位認定願」等を提出してください。授業担当者及び全学共通教育委員会が内容を審査し、承認されれば単位認定されます。評価は「P」になります。

詳しくは、共立シラバスをご覧ください。

4 . 専門教育科目

生活科学基礎系科目の構成（3コース共通）

専門教育科目は、3コースとも、

- 1) 生活科学基礎系科目（3コース共通）
- 2) コース専門科目
- 3) 特別演習系科目（3コース共通）

という構成になっています。

このうち「生活科学基礎系科目」は生活科学を成立させているもっとも基本的な学問分野について学ぶ授業です。とりわけ1年次前期の「生活科学概論」は「生活科学とは何か」という、この学問分野を成立させているもっとも

基礎的な問い掛けに答えようとするもので、生活科学科に在籍する全ての学生が単位を取得しなければならない必修科目に指定されています。これに準じて、その他の、いわゆる衣食住をはじめとした生活科学基礎系科目も重要であり、一定の単位数を取得しなければならない選択必修科目に指定されています。原則としてコースに設置されている授業を履修することになっています。

生活環境情報コースにおける専門科目の構成

まず、「環境情報」とは、私たちを取り巻くあらゆる情報を総合的に考えることを目的とする学問です。とくに、生活者の立場に立って環境情報を考えるのが「生活環境情報」です。コースのカリキュラムは、大きく、つぎの三つの目標を掲げています。

環境情報に関する基礎的な理論を学ぶこと

ひろく、情報化社会の現状を知ること

最先端の情報処理技術を修得すること

これらの中でも、とくに、心理学関係の科目を充実させました。生活者の立場に立った情報発信者として、あるいは、情報仲介者として、自分自身の心の動きや社会的な人間関係を理解することが欠かせないと考えたからです。

このコースでの学習を通じて、ぜひ、学ぶことの楽しさを味わってください。豊かな人生を送るための基礎を築いてください。

生活アートコースにおける専門科目の構成

生活アートコースのカリキュラムは身近なものづくりからインテリアデザインまで、また手づくりからコンピュータを駆使したデザインまで、つぎの3分野から構成されています。

造形・デザイン系

インテリアデザイン系

デジタルデザイン系

まず 造形・デザイン系では、主にアパレルデザイン実習、染色工芸実習、手芸実習、彫金実習などの手づくり技術、およびファッションデザイン論、カラーコーディネート演習、生活デザイン演習など、デザイン理論について学び、また インテリアデザイン系ではインテリア製図演習、インテリア設計演習、インテリア構成論など、いずれも初歩からかなり高度な応用まで学びます。そして デジタルデザイン系ではCG演習、インテリアCAD基礎・応用演習といったコンピュータを駆使したデザイン手法を学びます。

食・健康コースにおける専門科目の構成

食・健康コースはヒトをとりまく食資源と食環境とを観察し、これらから健康と生活の質的向上を目指す考え方を学びます。そのために、正しい食の情報を収集し、適切な食品を選択する能力を養うための総合的な食の教育を目標としています。このコースの専門科目はつぎのような分野から成り立ち、「理論」と「実践」を通して学べるように構成されています。

食と健康系（知識）

食と健康系（選択・行動）

健康・資格支援系

食と健康系（知識）では健康を維持するために必要な知識を、密接なかかわりを持つ「食」に焦点をあて学びます。食品の栄養成分、食物の性質、献立、食べ方、ライフステージと栄養、環境を視野に入れた調理など「食」に関する基本的な要素から、新時代に求められる知識や技術までを多面的、総合的に学ぶことができます。

食と健康系（選択・行動）では食品の加工、調理の理論と実習、栄養と健康との関係を実習するなど、健康づくりを意識して実践的に学びます。また人間の行動習慣から人と健康に関する問題を発見し、解決・理解することを学び、健康で豊かな生活を築き上げるために必要な創造力を身につけます。

資格支援系ではこのコースの特徴であるフードスペシャリスト資格取得のために学ぶ必修科目と、認定試験対応の演習科目で集中的に補講・模擬試験を実施し、十分な実力が得られるよう体制を整えています。さらに、フードコーディネートの表現手段としてグラフィックソフトの技術も学びます。

また惣菜管理士資格取得のための支援を行っています。2年次から社団法人日本惣菜協会が行っている惣菜管理士養成研修を受講し、惣菜管理士3級の資格を取得することができます。

なお、フードスペシャリスト受験資格、惣菜管理士養成受講資格については「9.諸資格」を参照してください。

特別演習系科目の構成（3コース共通）

3コースに共通の特別演習系科目は、他の科目と異なり、研究室に所属して直接指導を受けながら進められる科目です。受講時間帯も研究室毎に設定され、1年次設置の「チャレンジゼミナール」では、教員が提示するテーマの中から学生が興味のあるものを選んで、研究や作品づくりをしたり、就職活動や編入学の準備について教員と一緒に考えます。特に、2年次設置の「卒業研究・卒業制作」では、その成果を発表します。いずれも履修が自由な選択科目になっていますが、学生生活でもっとも思い出深い学習経験の一つになりますので、受講をお勧めします。

他学科、他短期大学および他コースの授業科目の履修

各コースに設置されている専門科目のほか、に所定の範囲内で、本学他学科、他短期大学、および本生活科学科他コースの開放科目を履修し、修得単位を卒業単位に含めることができます。

まず本年度生活科学入学者に開放される他学科授業科目は、文科に設置される「秘書実務を学ぶ、」（1・2年次、2単位）のみです。また、単位互換科目は、東京都短期大学協会コンソーシアム単位互換制度に参画している大学が開放している授業科目です（詳しくは別項を参照してください）。以上の本学他学科または他短期大学との単位互換科目を修得した場合、4単位を限度として、教養教育科目の選択科目の卒業単位に含めることができます。

つぎに、生活科学科の3コースのうち、自分が所属しているコース以外のコースの授業科目を修得する場合、12単位を限度として専門教育科目の選択科目の卒業単位に含めることができます。ただし履修者数が限られている実験、実習、演習科目は、他コースからの履修が制限されることがあります。

さらに共立女子大学の科目についても科目等履修生として受講することができます（受講料が必要です）。修得した単位は卒業単位に含めることはできませんが、将来学部編入を希望するとき、既に履修した単位として認定を受けることができます（「科目等履修生制度」「編入学」について、詳しくは別項を参照してください）。

もちろんコース所定の科目を履修すれば卒業要件に達しますが、これら他学科、他コース、そして学部の開講科目を履修することによって、自由に、そして有意義な学生生活を送ることができます。

5. 卒業の要件

1. 生活科学科の修業年限は2年です。2年間で所定の単位を修得できない場合は、在学期間を延長することができますが、通算して4年を超えることはできません。
2. 生活科学科に2年以上在学し、所定の単位数を修得した者は、学位記が授与され、短期大学士（生活科学）の学位が与えられます。
3. 卒業に必要な最低の単位数は、次の通りです。

(数字は単位数)

区分		コース		生活環境情報コース		生活アートコース		食・健康コース	
		必修科目							
教養教育科目	必修科目	6	14	6	14	6	14		
	選択必修科目	4		4		4			
	選択科目	4		4		4			
専門教育科目	必修科目	2	48	2	48	2	48		
	選択必修科目	4		4		18			
	選択科目	42		42		28			
合計		62		62		62			

卒業要件単位を超えて修得した教養教育科目の単位は、専門教育科目の単位には加算されません。

卒業要件単位を超えて修得した専門教育科目の単位は、教養教育科目の単位には加算されません。

卒業要件単位数の見かた

授業科目区分は学科の定める名称によるほか、履修の自由度に応じて次のように分けられます。

必修科目	必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	指定された複数科目の中から決められた単位数を取得しなければならない科目
選択科目	各自の自由意志に基づいて選択履修する科目

6. 教育課程（カリキュラム）および履修方法

教育課程（カリキュラム）表の見かた

1. 卒業要件の欄の単位数は、卒業に必要な最低の単位数を示しています。

必修科目..... 1科目ごとに横線で区切られ、単位数が記入されています。

選択必修科目...教養教育科目 選択必修と表記してあります。

専門教育科目 2科目以上にわたる欄の中央に単位数が記入されています。

選択科目.....空欄になっています。

2. 開講期間の表示

記号	記号の意味
無印	半期（前期または後期）開講
	通年開講

教育課程（カリキュラム）

教養教育科目

	授業科目	年次	単位	卒業要件	備考	
基本 スキ ル ユ ニ ット	入門	基礎ゼミナール	1	2	2	
	こ と ば と ス キ ル	表現技法（作文・論文）	1・2	1		
		表現技法（読解・分析）	1・2	1		
		表現技法（企画立案・発表討論）	1・2	1		
		基礎日本語（留学生対象）	1・2	2		
		応用日本語（留学生対象）	1・2	2		
		英語	1	2	2	
		英語	1・2	2		
		ビジネス英語	2	2		
		ビジネス英語	2	2		
		オーラル・コミュニケーション	2	2		
		TOEIC / TOEFL 演習	2	2		
		分野別英語	2	2		
		基礎フランス語（入門）	1	2		
		基礎フランス語（表現）	1	2		
		応用フランス語（総合）	2	2		
		基礎中国語（入門）	1	2		
		基礎中国語（表現）	1	2		
		応用中国語（総合）	2	2		
		基礎ドイツ語（入門）	1	2		
		基礎ドイツ語（表現）	1	2		
		応用ドイツ語（総合）	2	2		
		基礎スペイン語（入門）	1・2	2		
		応用スペイン語（総合）	2	2		
		基礎イタリア語（入門）	1・2	2		
		応用イタリア語（総合）	2	2		
		基礎ロシア語（入門）	1・2	2		
		応用ロシア語（総合）	2	2		
		基礎韓国語（入門）	1・2	2		
		応用韓国語（総合）	2	2		
		情報基礎	1	2		
	情報処理	1	2	2		
	情報活用法A（データベース）	1・2	2			
情報活用法B（ネットワーク）	1・2	2				
統計基礎	1・2	2				
統計情報処理	1・2	2				
体育	1・2	2				

		授業科目	年次	単位	卒業要件	備考
教養ユニット	学問への招待	教養講座	1・2	2		
		比較文化の視点	1・2	2		
	生活の中での教養	メディアと文化	1・2	2		
		文学の世界	1・2	2		
		芸術の世界	1・2	2		
		デザインの現在	1・2	2	選択必修	
		衣食住の文化	1・2	2		
		生活環境とアメニティ	1・2	2	選択必修	
		健康の科学	1・2	2		
		介護・ケアと生活	1・2	2		
	社会人としての教養	政治・社会の諸課題	1・2	2		
		経済・産業の諸課題	1・2	2		
		国際関係の諸課題	1・2	2		
		環境・科学の諸課題	1・2	2	選択必修	
		人間とは何か	1・2	2		
		人間関係と自己表現	1・2	2		
		現代の家族	1・2	2	選択必修	
		地域社会と福祉	1・2	2	選択必修	
		女性と社会	1・2	2		
		マーケティング	1・2	2	選択必修	
	専門を学ぶための教養	ライフプランとキャリアプラン	1・2	2		
		企業・組織の仕組み	1・2	2		
		自己開発	1・2	2		
		文学	1・2	2		
		哲学概論	1・2	2		
		倫理学概論	1・2	2		
		言語学概論	1・2	2		
		心理学	1・2	2		
		教育学	1・2	2		
		社会学概論	1・2	2		
	文化人類学	1・2	2	選択必修		
	民俗学	1・2	2			
	人文地理学	1・2	2			
	自然地理学	1・2	2			
	地誌学概論	1・2	2			
	法学概論	1・2	2			
	法学（日本国憲法）	1・2	2			
	政治学概論	1・2	2			
	経済学概論	1・2	2			
	国際関係概論	1・2	2			
世界史概論	1・2	2				
日本史概論	1・2	2				
地域史	1・2	2				
数学	1・2	2				
物理学	1・2	2				
化学	1・2	2				
生物学	1・2	2				
必修科目					6	
選択必修科目					4	
上記全科目より (文科開放科目・単位互換科目を含めることができる)					4	
計					14	

文科開放科目

開講学科	授業科目	年次	単位	備考
文科	秘書実務を学ぶ	1・2	2	
	秘書実務を学ぶ	1・2	2	

教養教育科目の選択科目の卒業要件に含めることができます。

専門教育科目(各コース共通)

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考
生活科学基礎系	生活科学概論	1	2	4	
	食生活論	1・2	2		
	衣生活論	1・2	2		
	住生活論	1・2	2		
	心の健康	1・2	2		
	家族と健康	1・2	2		

専門教育科目(生活環境情報コース)

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考
生活環境系	環境と情報	2	2		
	都市と環境	2	2		
	環境と消費	2	2		
	環境メディア演習	2	2		
	コミュニケーション文化論	1	2		
	ボランティア行動論	2	2		
環境情報デザイン系	環境情報デザイン論	1	2		
	CAD演習	1	4		
	CG演習	1	4		
	DTP演習	2	2		
	まんが文化論	1	2		
	アニメーション制作論	1	2		
	アニメーション制作演習	1	2		
	Webデザイン演習	2	2		
生活心理系	環境心理学	1	2		
	社会心理学	1	2		
	消費者の心理	1	2		
	発達心理学	2	2		
	デザインの心理	2	2		
	心理・調査解析演習	1	2		
	社会調査演習	2	2		
演習系 特別	チャレンジ・ゼミナール	1	2		
	卒業研究・卒業制作	2	4		
必修科目				2	
選択必修科目				4	
上記全科目より (他コース科目12単位まで含めることができる)				42	
計				48	

専門教育科目(各コース共通)

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考
生活科学基礎系	生活科学概論	1	2	4	
	食生活論	1・2	2		
	衣生活論	1・2	2		
	住生活論	1・2	2		
	心の健康	1・2	2		
	家族と健康	1・2	2		

専門教育科目(生活アートコース)

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考	
造形・デザイン系	アート・デザイン論	1	2			
	アパレル論	2	2			
	ファッションデザイン論	2	2			
	生活デザイン演習	1	4			
	カラーコーディネート演習	1	2			
	デッサン(実習)	1	3			
	アパレルデザイン実習	1・2	3			
	染色工芸実習	1・2	3			
	手芸実習	1・2	3			
	彫金実習	1・2	3			
	総合造形実習	2	3			
インテリアデザイン系	快適住環境論	1	2			
	インテリア構成論	2	2			
	インテリア設計演習	1	4			
	インテリア製図演習	1	2			「インテリア設計演習」を履修中あるいは修得していること
	インテリア製図演習	2	4			「インテリア製図演習」を修得していること
デジタルデザイン系	インテリアCAD基礎演習	1	4			
	インテリアCAD応用演習	2	4			「インテリアCAD基礎演習」を修得していること
	CG演習	2	4			
特別演習系	チャレンジ・ゼミナール	1	2			
	卒業研究・卒業制作	2	4			
必修科目				2		
選択必修科目				4		
上記全科目より (他コース科目12単位まで含めることができる)				42		
計				48		

専門教育科目(各コース共通)

授業科目		年次	単位	卒業要件	フード スペシャリスト	備考
生活科学基礎系	生活科学概論	1	2	2		
	食生活論	1・2	2	4		
	衣生活論	1・2	2			
	住生活論	1・2	2			
	心の健康	1・2	2			
	家族と健康	1・2	2			

専門教育科目(食・健康コース)

授業科目		年次	単位	卒業要件	フード スペシャリスト	備考
食と健康系(知識)	食物基礎科学	1	2	8		
	食物栄養学	1	2			
	ライフステージ栄養学	2	2			
	食品衛生学	2	2			
	環境調理学	1	2			
	食物学	1	2			
	食料経済論	2	2			
食と健康系(選択・行動)	食品学実験	1	2	6		「生活基礎演習」「食物基礎科学」を履修のこと
	嗜好評価処理演習	1	2			
	調理学実習	1	4			
	生活基礎演習	1	2			
	健康栄養実習	1	2			
	調理学実験	1	2			
	食行動学演習	1	2			
	調理学実習	2	2			「調理学実習」を修得していること
ライフステージ栄養演習	2	2		「ライフステージ栄養学」を履修のこと		
健康・資格支援系	フードスペシャリスト論	2	2			
	フードコーディネータ論	2	2			
	フードスペシャリスト演習	2	2			
	健康科学	1	2			
	グラフィックソフト演習	2	2			
演習特別系	チャレンジ・ゼミナール	1	2			
	卒業研究・卒業制作	2	4			
必修科目				2	26	の科目
選択必修科目				18	2	の科目
上記全科目より (他コース科目12単位まで含めることができる)				28		
計				48	28	

7 . チャレンジ・ゼミナール

- 1 . 履修しようとするときは、希望のチャレンジ・ゼミナールを選び、指導教員より履修受入れの許可を得た後、後期登録日に登録することになります。
- 2 . 原則的には1年次で履修してください。
- 3 . 通年2単位とし、所属研究室における研究・制作にもとづいて指導教員が単位(成績を含む)を認定します。

8 . 卒業研究・卒業制作

- 1 . 卒業研究・卒業制作を履修しようとするときは、指導教員より履修受入れの許可を得た後、指導教員に申込書を提出してください。
- 2 . 卒業研究・卒業制作は、通年4単位とし、卒業研究・卒業制作発表会で報告し、また指定された日時までに論文・作品および卒業研究・卒業制作要旨集原稿を提出することを前提に、指導教員が単位(成績を含む)を認定します。
研究論文、卒業作品・要旨集原稿の提出先は各指導教員です。

9 . 諸資格

フードスペシャリスト

フードスペシャリスト資格とは

フードスペシャリストとは、食品開発、流通・販売・消費分野において、食品の品質判別・情報提供・コーディネートなど、消費者サイドに立った食品の専門職をいいます。

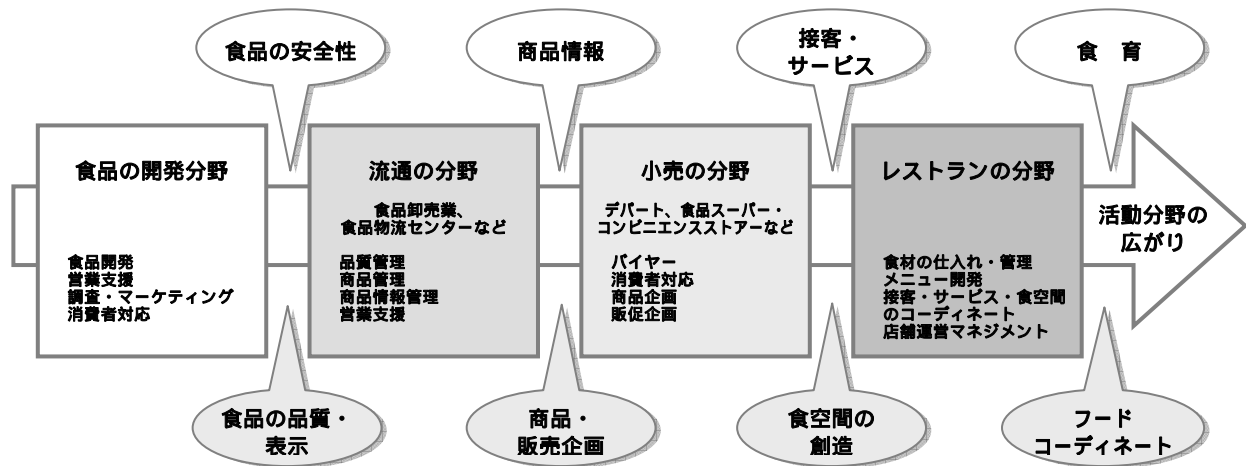
フードスペシャリストが活動を期待されている職域は幅広く、流通、販売、ホテル・レストラン、消費者センターなど各分野が挙げられます。

フードスペシャリストの主な業務項目とその目的

- 1 . 食品の鮮度・熟度、官能評価、成分検査、微生物汚染検査など（品質判定）
- 2 . 食品の情報調査とその提供（広報活動）
- 3 . 食品の栄養価・機能性・安全性についての知識の普及（食品の知識の普及）
- 4 . 食品の陳列・サービスに関する助言（販売促進とコーディネート）
- 5 . レストランにおける食べ物、食空間の調和を総合的に調節（食のコーディネート）
- 6 . 消費者のクレームについての処理（メーカーへの提言）

活躍が期待される職場の広がり

フードスペシャリストの活躍が期待される職域の広がり



資格をとるためには

社団法人 日本フードスペシャリスト協会の認定した認定校である本学で一定の単位を修得し、資格認定試験を受けます。

要覧にあるカリキュラム表のとおり履修することで受験資格が得られます。フードスペシャリストの受験資格を得るための授業は2年次の前期迄に履修することになっています。単位を修得できなければ試験を受けることができない可能性があります。

資格認定試験について

2年次の12月第3日曜日に実施されます。合格すると、短期大学の卒業を要件としてフードスペシャリスト協会からの資格認定証が交付されます。

惣菜管理士三級

惣菜管理士資格とは

惣菜管理士は、惣菜の製造、流通、販売などの業務に関わる者の知識および技術のいっそうの向上を図ることによって、惣菜の質の向上と普及および啓発を推進し、国民の食生活の豊かさの増進に寄与することを目指す(社)日本惣菜協会が認定する資格です。食品関係の企業に従事している方の一部が本資格を持って日常の業務に携わっています。近年における惣菜関係の業界は成長しつつあるために、近い将来は本資格の重要性が増すものと予想されています。

資格をとるためには

惣菜管理士の資格を獲得するためには、協会が行う通信教育による養成研修を受けなければなりません。研修修了後に、資格試験に合格することが求められます。研修の内容は、食品衛生学、栄養学、食品原料学、食品加工貯蔵学などであり、その多くは生活科学科食健康コースの教科と重複しています。通信教育を受講できる者には、惣菜の製造・流通・販売に従事している者、栄養士・調理師またはそれに順ずる資格を有する者などの制限があります。しかし、生活科学科食健康コースの学生で一年次の成績が優良である者に対しては、生活科学科が推薦することにより三級養成研修の受講（有料）が可能となります。そして三級の資格を獲得することにより、さらに二級、一級の資格へ挑戦することができるようになります。

なお、養成研修修了者には修了証書が授与され、受験資格は養成研修終了後その年を含め4年間となっています。

食・健康コースに設置されていない領域

食品衛生に関わる行政と法規（内容の一部を、食品衛生学で解説しています）

食品加工貯蔵学（内容の一部を、食物学・食品衛生学で解説しています）

惣菜概論（内容の一部を、食物学で解説しています）

集合研修

インテリアプランナー

インテリアプランナー資格とは

インテリアプランナーは、住宅・店舗・オフィスなどのインテリアの企画・設計・工事監理を行うことができる資格で、その制度は（財）建築技術教育普及センターが運営・実施しています。現在1万2千人余りのインテリアプランナーが全国で活躍中です。

資格をとるためには

インテリアプランナーの資格を得るためには、インテリアに関する専門の知識や技能についてセンターが実施する試験に合格し、登録する必要があります。試験は学科試験と設計製図試験とがあり、共に年度初の4月1日に20歳以上であればその年度に受験できます。両方の試験に合格し、6年以上の実務経験があれば、インテリアプランナーとして登録することができますが、生活科学科の授業を、センターで定めた基準を満たして履修し卒業した場合は、これより短い実務経験で登録することができます。

生活科学科を卒業して得られるインテリアプランナー登録時に必要な実務経験の短縮

以下の履修条件を満たして卒業した場合、インテリアに関する実務経験4年で登録することができます。

インテリアプランナー登録時に実務経験を短縮できる履修の要件

授 業 科 目	年次	単 位	要件	
インテリア製図演習	1	2	2	
快適住環境論	1	2	12	
インテリア構成論	2	2		
インテリア設計演習	1	4		
インテリア製図演習	2	4		
インテリアCAD基礎演習	1	4		
インテリアCAD応用演習	2	4		
デザインの現在	1・2	2		12
生活環境とアメニティ	1・2	2		
生活科学概論	1	2		
住生活論	1・2	2		
アート・デザイン論	1	2		
生活デザイン演習	1	4		
カラーコーディネート演習	1	2		
デッサン(実習)	1	3		
必修科目			2	
選択必修科目			12	
上記全科目より			7	
履修の条件			21	

インターンシップ制度について

この制度は学生が夏期、春期休業中等に短期間、企業や団体で研修を行うもので、学校内での学習の上に、広く実社会での研修を積み重ね、自分の関心の高い分野でより高度な経験をすることができます。こうした研修、および、その前後の学習を行い、関連科目の単位を取得した場合、自己開発の単位を取得することができます。

生活科学科学生に関係するインターンシップ制度には大きく以下の方法があります。

1. 共立女子大学、短期大学へ企業や団体から研修応募依頼があるもの

就職進路課が担当し、就職進路課の掲示板に随時貼り出されます。

2. インテリア・インターンシップ・インコーポレーション(. . .)に基づく研修

住居・インテリアデザイン系の教科内容を持つ大学・短大(本学科を含む)・専門学校6校と、インテリア・ディスプレイ・住宅設備・リフォーム等の分野の10事業団体とが協力して、住居・インテリア系の企業・団体で研修を行う制度です。主に1年の春期休業中に行い、参加希望者の登録や相手の企業・団体との連絡等は学科で行います。

3. 上記以外の、教員の紹介による研修で、上記に相当する内容を持つもの

学年初めのガイダンス期間中の「編入学・資格取得説明会」の中で説明がある他、研修を終えた学生による体験発表会があります。

文科

1. 学科の概要

<文科の人材養成目的>

文科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「学生自身が自らの将来を切り開いていくために自ら積極的に学ぼうとする意欲を引き出し、ひとりの自立した人間として成長していくための、表現する能力、コミュニケーションの能力、理解する力、豊かな文化的教養、社会に出て役立つ実践的な知識等を涵養し、そして、他者を思いやり人のために尽くす生き方ができるような誠実で友愛に溢れた人間性を持つ女性を育成する」ことである。

文科では次のような学生を受け入れています

- 1 将来を自分の力で切り開いていこうとする意欲を持った人
- 2 表現する能力や、コミュニケーションの能力を高めようと思っている人
- 3 読書が好きで、文章を書く力や読解力を身に付けたいと思っている人
- 4 知的探求心を持ち、豊かな文化的教養を身に付けたいと思っている人
- 5 世界の文化に関心を持ち、異文化に触れてみたいと思っている人
- 6 人の心を理解し、他者を思いやり、人のために尽くす価値観を大事にしている人

文科の科目についての説明

文科は、日本語・日本文学コース、英語・英米文学コース、心理学コースの3つのコースからなる学科です。各コースとも特色あるカリキュラムを用意し、それぞれのコースに関する専門的な知識と豊かな人間性とを兼ね備えた、新しい時代にふさわしい人材の養成を目指しています。文科全体としてはリテラシー教育に力を入れており、各コース共通の「文章表現」(3コース共通)「コミュニケーション論」(日本語・日本文学コース・心理学コース共通)の科目を設け、一人の自立した人間として成長していくための、文章表現能力やコミュニケーション能力の養成を目指しています。また、豊かな文化的教養、社会に出て役立つ実践的な知識等を涵養するための共通科目として、「カルチャー科目」「キャリアサポート科目」を設けています。以上のように、文科のカリキュラムは、各コースの専門科目と、共通科目、さらには、全学共通の教養教育科目を通して、一人の自立した人間として未来を切り開く積極性や、豊かな表現能力、コミュニケーションの能力、他者を思いやる豊かな人間性を持った女性を育成することを目指しています。

〔日本語・日本文学コース〕

日本語・日本文学コースは、リテラシー(ことば)・リテラチャー(文学)・クリエイト(創造)・カルチャー(教養)の2L&2Cを軸に、現代の社会が要求する知性と教養とを身につけ、広い分野で活躍できる人材の育成を目指しています。履修上の最大の特色は、2年間で専門科目の必修は3科目だけという、専門科目の選択の自由さにあります。特定の分野を集中的に学ぶことも、まんべんなく幅広く学ぶことも、みなさんの希望次第なのです。

リテラシー部門では、特に文章表現を重視し、ことばの技術を全員で学びます。また現代社会で情報を的確に選

押し活用するために、「現代のことば」「コミュニケーション論」などの科目を設けています。リテラチャー部門では、日本文学についての基本的知識や鑑賞方法などを学びます。1年次の基礎的な講義では読解力を養い、2年次の古典文学や近代現代文学の研究では、各時代の作品や資料を、より深く掘り下げます。また、少人数制の文学とことばのセミナーでは研究やものの考え方を身につけられるよう、きめ細かく指導しています。

クリエイト部門では児童文学、映画・演劇論などから、詩や短歌・小説の創作方法を、歌人や作家から実地に指導を受けられる「文学を創る」やアニメについて学ぶ「アニメの物語学」といった科目、またカルチャー部門では、「民俗文化の世界」「ジェンダー論」「子ども文化論」など、視野を広げることでできる多彩な科目を履修できます。

〔英語・英米文学コース〕

英語・英米文学コースでは **4 Skills**、**'Language, Literature, & Culture'**、**'Business Skills'**の3つを柱に、英語の運用能力と英語学・英米文学・英米文化の教養を身につけ、社会で活躍できる人材の養成を目的としています。

4 Skills の分野では、2年間を4期に分けて Reading ・ ・ ・ 、Writing ・ ・ ・ 、Listening ・ ・ ・ 、Oral English ・ ・ ・ を設置し、習熟度別のクラスで「読む・聞く・書く・話す」の英語運用能力の確実なステップアップを図ります。

Language, Literature, & Culture の分野では、英語の分析的な研究、英米文学作品の鑑賞、英米文化の理解など、英語の知識ばかりではなく幅広い教養も身につけられるような授業を設置しています。

Business Skills の分野は、社会人になってから役に立つ技術と教養を身につけることを目指しており、News English、Business English、通訳法、翻訳法などの授業があります。また、TOEIC 演習 ・ ・ ・ を設置して、習熟度別のクラスで各自のレベルに合った内容を効率よく学び、卒業時まで TOEIC テスト 500 点以上の取得を目指します。

授業の他に、年1回の文科主催の英語スピーチコンテストや大学・短大による海外語学研修を通して、英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、異文化への理解を深めることに努めます。

〔心理学コース〕

心理学コースは、心を客観的にとらえる事を通して、自分あるいは他者を理解する力を身につけ、人とのコミュニケーションの能力や表現する力を養うコースです。カリキュラムは、大きく「自分を知る・表現する」「心理学の基礎を学ぶ」「人間を知る・学ぶ」の三つに分かれています。この他に、文科の共通科目として、「リテラシー基礎」「カルチャー」科目群があります。「自分を知る・表現する」は、表現する力と、心理学の基礎となる自分や他人の心を分析する方法を学びます。「心理学の基礎を学ぶ」では、心理学という学問の基礎を体系的に学びます。「人間を知る・学ぶ」では、心理学の応用的な知識を学びます。二年次には「心理学卒業演習」を必修で履修することになりますが、ここでは心理学コースで学んだことを通して、教員による指導のもとに卒業論文制作に挑みます。このように心理学コースでは、心理学の基礎的な知識のみならず、幅広い知識を習得できるような科目構成になっています。

2. 教養教育科目【全学共通】

<教養教育の人材養成目的>

教養教育の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子大学・共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する」ことである。

一般に大学で勉強すると言うことは、より専門性の高い学問と取り組むということを意味しています。学部・学科・コースなどの区別があって、それぞれの分野を個別、専門的に学ぶ道筋が用意されているのはそのためです。専門分野を深く探求すること、これが大学における勉学の最も基本的な姿だといっているでしょう。

その一方で、複雑化した現代社会にあって、錯綜する諸課題に的確に対応するためには、深い知識と同時に、広い視野と柔軟な思考力が求められます。本学において、学部・学科ごとの専門教育科目と並んで全学共通の教養教育科目が置かれているのも、そうした社会の求めに応えて、幅広い教養と豊かな人間性に裏打ちされた総合的判断力を身につけた人材を育てるために他なりません。

全学共通という以上、学部・学科の枠を超えて、本学に学ぶすべての学生諸君を対象にしています。当然のことながら実に様々な目的・目標を持った授業科目が展開されています。みなさんの中から自分で履修する科目を選び、履修計画を立てなければならないのですが、最初はその多様さに戸惑うかもしれませんね。以下に教養教育科目全体の構成とそれぞれの目的・目標を大まかにまとめましたので、履修計画を組立てる際の参考にしてください。

【教養教育の人材養成目的等】

人材養成目的	教育目的 【対応する科目群】	教育目標 【対応する科目群】
ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する。	大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識・技能を育成する。 【基本スキルユニット】	大学生生活を送る上で必要な学習技能を育成する。 【基礎ゼミナール】
		大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な表現力と、情報活用能力等を育成する。 【ことばとスキル】
	大学生生活・社会生活を送る上で必要な、幅広く深い教養・総合的な判断力・豊かな人間性を涵養する。 【教養ユニット】	専門分野の枠を超えて共通に求められる知識と技能の伝達により、知的好奇心を喚起し、豊かな人間性や柔軟な思考を育成する。 【学問への招待】
		将来、知的・文化的な日常生活を創造できるような知識・技能を育成する。 【生活の中の教養】
		現代社会における諸課題に自らの使命・役割・責任を関連付け、適切に対処できる知識と能力を育成する。 【社会人としての教養】
	専攻する学問の理解を助け、関連する諸分野への幅広い視点を獲得するための知識と技能を育成する。 【専門を学ぶための教養】	

大学での勉学はなによりも先ずみなさん自身の主体的な参加が前提になっています。旺盛な知的好奇心を燃やし、教養教育科目の目的、目標をしっかり理解したうえで、存分に活用してください。みなさん一人ひとりが、やがて人間として充実した日々を生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすことのできる女性に成長されることを期待しています。

教養教育科目の特徴と履修上の注意点

基本スキルユニット

「入門」「ことばとスキル」の2区分から構成されています。

基礎ゼミナール

1年次の前期に、全員が受講しなければならない演習形式の科目です。学科別に30名程度のクラスを設け、各学科の専任教員が担当します。内容は原則として全学共通ですが、各学科でそれぞれの教育目標に合わせ多少の違いがあります。

具体的な達成目標としては、次のような事があげられます。

大学生としてそして共立の学生として知っておくべきこと、自覚しておくべきこと等、学生生活に関する心構えやルールについて学び、考える。

学習方法、学習計画、図書館の利用法、資料検索、演習、実験への知識を習得する。

レポートの書き方、討論やプレゼンテーションについての基礎的な知識を習得する。

テーマの見つけ方、研究・実験の方法、発表の方法等について実践的な形式を通して学習する。

自らの学習計画を立てる。

表現技法

1クラスあたり30人を目安に開講します。「表現技法」では作文・論文の基本的な書き方を身につけることを、「表現技法」では読解・分析の基本的能力を身につけることを、「表現技法」では企画・立案・発表・討論のための基本的な方法論を身につけることを目標としています。いずれも半期で完結する科目です。

日本語科目

留学生を対象とした科目で、日本語能力の向上と実際に授業を受けるうえで必要なスキルの向上を図ります。1年間で完結する科目です。

英語

(1) 「英語」「英語」

「英語」はListening & Speakingを、「英語」はReading & Writingを学びます。「英語」は外国人教員が担当し、「英語」は日本人教員が担当します。いずれも1年間で完結する科目です。入学時に実施されるプレイスメントテストの結果に基づいてクラスが編成されます。なお、学習効果を上げるために、「英語」と「英語」を平行して履修することをお勧めします。

英語技能検定試験等の結果による単位認定について

履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「A」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

プレイスメントテストで90%以上のスコアを取得した学生で、英語技能検定試験等の結果が次の～のいずれかに該当した場合、「英語」及び「英語」の単位を認定します（履修中も認定）。

TOEIC 700点以上を取得

TOEFL 68 点 (iBT) 以上を取得
 実用英語技能検定 準一級を取得
 IELTS 5.5 以上

- (2) 「ビジネス英語」「ビジネス英語」「オーラル・コミュニケーション」「TOEIC/TOEFL 演習」「分野別英語」

「英語」「英語」で学んだことをベースに、2 年次以上で履修する科目で、1 年間で完結します。

効果的な学修のために、「英語」が履修済みであることなどの前提条件があります。詳細は必ずシラバスを参照してください。

初習外国語

- (1) 「フランス語」「中国語」「ドイツ語」

それぞれ、履修の段階に応じて「入門」「表現」「総合」があり、入門 表現 総合と進みます。「入門」と「表現」は1 年次から履修することができ、週 2 回の授業を受け、半期で完結します。「総合」は2 年次から履修することができ、週 1 回の授業を受け、1 年間で完結します。1 年次の前期で「入門」、後期で「表現」を履修するのが通常の学習順序ですが、「入門」のみを履修する人のために、後期にも「入門」クラスが開講されます。

「表現」を履修するためには「入門」を修得していることが前提条件となります。

外国語技能検定試験等の結果による単位認定について

下記のいずれかに該当し、履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「A」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

外国語技能検定試験等		単位認定を行う科目
実用フランス語技能検定試験	3 級	「基礎フランス語 (入門)」 「基礎フランス語 (表現)」
	2 級	「基礎フランス語 (入門)」 「基礎フランス語 (表現)」 「応用フランス語 (総合)」
中国語検定	3 級	「基礎中国語 (入門)」 「基礎中国語 (表現)」
	2 級	「基礎中国語 (入門)」 「基礎中国語 (表現)」 「応用中国語 (総合)」
ドイツ語技能検定	3 級	「基礎ドイツ語 (入門)」 「基礎ドイツ語 (表現)」
	2 級	「基礎ドイツ語 (入門)」 「基礎ドイツ語 (表現)」 「応用ドイツ語 (総合)」

- (2) 「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「ロシア語」

「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「ロシア語」の4 カ国語が開設されています。「基礎」は1 年次より履修できますが、「応用」は2 年次から履修することができます。いずれも1 年間で完結する科目です。

情報関連科目

(1) 「情報基礎」「情報処理」

「情報基礎」は理論を学習する講義科目で、「情報処理」は演習科目です。「情報処理」は一般クラスと上級者クラスが設けられています。詳細はオリエンテーションで説明します。

(2) 「情報活用法（データベース）」「情報活用法（ネットワーク）」

「情報基礎」「情報処理」で得られた知識とスキルをベースとして、データベース機能の理解とネットワークを利用した情報収集や情報発信の方法について、演習形式で学習します。

(3) 「統計基礎」「統計情報処理」

統計学の基礎と人文・社会科学、自然科学への適用方法、統計結果の見方について理論的に学習し、アンケート調査等により得られた情報の特性に対応した統計処理の手法、結果の発信方法などを具体的な課題への取り組みを通して身につけます。

体育

実技を中心とした科目で、健康、体力の維持・増進に運動が果たす役割を学び、運動を実践するための技術や知識の習得を目的とします。

教養ユニット

人文、社会、自然の幅広い領域に関する多様な科目が開設されています。「学問への招待」「生活の中の教養」「社会人としての教養」「専門を学ぶための教養」の4区分から構成されています。すべての科目は半期で完結します。

科目の内容（同一科目で複数クラス開講される場合はクラスごとの）を共立シラバスで十分確認してから、履修する科目を決めてください。

なお、以下の2科目については下記の点にご注意ください。

「教養講座」

複数の教員が授業を担当するオムニバス形式の科目です。毎年度決められるテーマに沿って、それぞれの教員が複数回授業を担当します。授業回ごとの担当者および授業の内容はシラバスを確認してください。

「自己開発」

この教科は、学生が自らの意志において、自己開発、自己啓発のために積極的に起こした活動（海外研修、インターンシップなど）を評価し、単位を認定するものです。

実際の単位認定に関しては、単位認定の対象となる活動が終了してから、所定の時期に、「活動報告書」「単位認定願」等を提出してください。授業担当者及び全学共通教育委員会が内容を審査し、承認されれば単位認定されます。評価は「P」になります。

詳しくは、共立シラバスをご覧ください。

3. 専門教育科目

専門教育科目は、それぞれのコースの教育課程に従って設けられています。なお、各コースの共通科目として「リテラシー基礎」「カルチャー」「キャリアサポート科目」があります。

4. 卒業の要件

1. 文科の修業年限は2年です。2年間で所定の単位を修得できない場合は、在学期間を延長することができますが、通算して4年を超えることはできません。
2. 文科に2年以上在学し、所定の単位数を修得した者は、学位記が授与され、短期大学士（文科）の学位が与えられます。
3. 卒業に必要な最低の単位数は、次の通りです。

（数字は単位数）

区 分		コース		日本語・日本文学コース		英語・英米文学コース		心理学コース	
		必修科目	選択科目	4	16	4	16	4	16
教養教育科目	必修科目	4	16	4	16	4	16	4	16
	選択科目	12		12		12			
専門教育科目	必修科目	10	46	14	46	14	46	12	46
	選択必修科目	16		24		24			
	選択科目	20		8		18			
合 計		62		62		62		62	

卒業要件単位を超えて修得した教養教育科目の単位は、専門教育科目の単位には加算されません。

卒業要件単位を超えて修得した専門教育科目の単位は、教養教育科目の単位には加算されません。

卒業要件単位数の見かた

授業科目区分は学科の定める名称によるほか、履修の自由度に応じて次のように分けられます。

必修科目	必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	指定された複数科目の中から決められた単位数を取得しなければならない科目
選択科目	各自の自由意志に基づいて選択履修する科目

5. 教育課程（カリキュラム）および履修方法

教育課程（カリキュラム）表の見かた

1. 卒業要件の欄の単位数は、卒業に必要な最低の単位数を示しています。

必修科目..... 1科目ごとに横線で区切られ、単位数が記入されています。

選択必修科目... 2科目以上にわたる欄の中央に単位数が記入されています。

選択科目.....空欄になっています。

2. 開講期間の表示

記号	記号の意味
無印	半期（前期または後期）開講
	通年開講

教養教育科目

授業科目		年次	単位	卒業要件	備考	
基本スキルユニット	入門	基礎ゼミナール	1	2	2	
	ことばとスキル	表現技法（作文・論文）	1・2	1		
		表現技法（読解・分析）	1・2	1		
		表現技法（企画立案・発表討論）	1・2	1		
		基礎日本語（留学生対象）	1・2	2		
		応用日本語（留学生対象）	1・2	2		
		英語	1	2	2	
		英語	1・2	2		
		ビジネス英語	2	2		
		ビジネス英語	2	2		
		オーラル・コミュニケーション	2	2		
		TOEIC / TOEFL 演習	2	2		
		分野別英語	2	2		
		基礎フランス語（入門）	1	2		
		基礎フランス語（表現）	1	2		
		応用フランス語（総合）	2	2		
		基礎中国語（入門）	1	2		
		基礎中国語（表現）	1	2		
		応用中国語（総合）	2	2		
		基礎ドイツ語（入門）	1	2		
		基礎ドイツ語（表現）	1	2		
		応用ドイツ語（総合）	2	2		
		基礎スペイン語（入門）	1・2	2		
		応用スペイン語（総合）	2	2		
		基礎イタリア語（入門）	1・2	2		
		応用イタリア語（総合）	2	2		
		基礎ロシア語（入門）	1・2	2		
		応用ロシア語（総合）	2	2		
		基礎韓国語（入門）	1・2	2		
	応用韓国語（総合）	2	2			
	情報基礎	1	2			
	情報処理	1	2			
	情報活用法A（データベース）	1・2	2			
情報活用法B（ネットワーク）	1・2	2				
統計基礎	1・2	2				
統計情報処理	1・2	2				
体育	1・2	2				

		授業科目	年次	単位	卒業要件	備考
教養ユニット	学問への招待	教養講座	1・2	2		
	生活の中の教養	比較文化の視点	1・2	2		
		メディアと文化	1・2	2		
		文学の世界	1・2	2		
		芸術の世界	1・2	2		
		デザインの現在	1・2	2		
		衣食住の文化	1・2	2		
		生活環境とアメニティ	1・2	2		
		健康の科学	1・2	2		
		介護・ケアと生活	1・2	2		
	社会人としての教養	政治・社会の諸課題	1・2	2		
		経済・産業の諸課題	1・2	2		
		国際関係の諸課題	1・2	2		
		環境・科学の諸課題	1・2	2		
		人間とは何か	1・2	2		
		人間関係と自己表現	1・2	2		
		現代の家族	1・2	2		
		地域社会と福祉	1・2	2		
		女性と社会	1・2	2		
		マーケティング	1・2	2		
		ライフプランとキャリアプラン	1・2	2		
		企業・組織の仕組み	1・2	2		
		自己開発	1・2	2		
	専門を学ぶための教養	文学	1・2	2		
		哲学概論	1・2	2		
		倫理学概論	1・2	2		
		言語学概論	1・2	2		
		心理学	1・2	2		
		教育学	1・2	2		
		社会学概論	1・2	2		
		文化人類学	1・2	2		
		民俗学	1・2	2		
		人文地理学	1・2	2		
		自然地理学	1・2	2		
		地誌学概論	1・2	2		
		法学概論	1・2	2		
		法学（日本国憲法）	1・2	2		
		政治学概論	1・2	2		
		経済学概論	1・2	2		
		国際関係概論	1・2	2		
世界史概論		1・2	2			
日本史概論		1・2	2			
地域史		1・2	2			
数学	1・2	2				
物理学	1・2	2				
化学	1・2	2				
生物学	1・2	2				
上記全科目より （単位互換科目6単位まで含めることができる）					12	
計					16	

専門教育科目基礎共通科目（各コース共通）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
シ ー リ テ ラ ー 基 礎	文章表現	1	2	2	
	コミュニケーション論	1・2	2		
	プレゼンテーション論	1・2	2		

専門教育科目（日本語・日本文学コース）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
リ テ ラ ー シ ー	文章表現	1	2	2	
	コミュニケーション論	1・2	2	6	
	プレゼンテーション論	1・2	2		
	ことばの仕組み	1・2	2		
	ことばの仕組み	1・2	2		
	現代のことば	1・2	2		
	現代のことば	1・2	2		
リ テ ラ ー チ ャ ー	古典文学を読む	1	2	10	
	古典文学を読む	1	2		
	近代現代文学を読む	1	2		
	近代現代文学を読む	1	2		
	古典文学の研究	2	2		
	古典文学の研究	2	2		
	近代現代文学の研究	2	2		
	近代現代文学の研究	2	2		
	古典文学の歴史	1・2	4		
	近代文学の歴史	1・2	4		
	文学とことばのセミナー	1	2	2	
ク リ エ イ ト	児童文学	1・2	2		
	映画・演劇論	1・2	2		
	サブカルチャー論	1・2	2		
	アニメの物語学	1・2	2		
	文学を創る（詩・短歌）	1・2	2		
	文学を創る（小説・エッセイ）	1・2	2		
文学とことばの卒業セミナー	2	4	4		
上記全科目及び基礎共通科目リテラシー基礎、カルチャー、キャリアサポート科目より （他コース開放科目は6単位まで含めることができる。）				20	
計				46	

専門教育科目（英語・英米文学コース）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
4 Skills	Reading	1	1	1	
	Writing	1	1	1	
	Listening	1	1	1	
	Oral English	1	1	1	
	Reading	1	1	1	
	Writing	1	1	1	
	Listening	1	1	1	
	Oral English	1	1	1	
	Reading	2	1	2	
	Writing	2	1		
	Listening	2	1		
	Oral English	2	1		
	Reading	2	1	2	
	Writing	2	1		
	Listening	2	1		
	Oral English	2	1		
Language, Literature, & Culture	英文法	1	2	2	
	英語音声学	1	2		
	英語学概論	1・2	4	4	
	英米文学概論	1・2	4		
	英語学演習	2	2	6	
	英米文学演習	2	2		
	英語学研究	2	4		
	英米文学研究	2	4		
	日英語対照研究	1・2	2	2	
	日英比較文学	1・2	2		
	Cultures of the English Speaking World	1・2	2		
	English through the Movies	1・2	2		
Business Skills	TOEIC 演習	1・2	1	2	
	TOEIC 演習	1・2	1		
	TOEIC 演習	1・2	1		
	TOEIC 演習	1・2	1		
	News English	1・2	1	4	
	News English	1・2	1		
	Business English	1・2	1		
	Business English	1・2	1		
	通訳法	1・2	1		
	通訳法	1・2	1		
	翻訳法	1・2	1		
	翻訳法	1・2	1		
	卒業セミナー	2	4	4	
上記全科目及び基礎共通科目リテラシー基礎、カルチャー、キャリアサポート科目より (他コース開放科目は6単位まで含めることができる。)				8	
計				46	

(注) は通年科目

専門教育科目（心理学コース）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
自分を 表現する・ 知る	文章表現	1	2	2	を履修していることがのぞましい。
	コミュニケーション論	1・2	2	2	
	プレゼンテーション論	1・2	2		
	自己開発トレーニング	1	2	2	
心理学の 基礎を学ぶ	心理学概論	1	4	4	
	心理・調査解析演習	1	2	8	
	発達心理学	1・2	2		
	社会心理学	1・2	2		
	臨床心理学	1・2	2		
	臨床心理学	1・2	2		
	健康心理学	1・2	2		
	カウンセリング論	1・2	2		
	教育心理学	1・2	2		
認知心理学	1・2	2			
人間を知る・ 学ぶ	コミュニケーション心理	2	2	4	
	こころと行動	2	2		
	性格とは何か	2	2		
	英語文献講読	2	4		
	消費者の心理	1・2	2	2	
	アートと心理	1・2	2		
	音楽とこころ	1・2	2		
	文学に見る行動心理	1・2	2		
心理学卒業演習	2	2	2		
上記全科目及び基礎共通科目リテラシー基礎、カルチャー、キャリアサポート科目より (他コース開放科目は6単位まで含めることができる。)				18	
計				46	

(注) は通年科目

専門教育科目（各コース共通）

区分	科目名	履修年次	単位数	卒業要件	備考
カルチャー	伝統文化論	1・2	2		
	地域文化論	1・2	2		
	日英比較文化論	1・2	2		
	現代英米事情	1・2	2		
	アジアと日本	1・2	2		
	ジェンダー論	1・2	2		
	映像メディア論	1・2	2		
	民俗文化の世界	1・2	2		
	からだと健康	1・2	2		
	子ども文化論	1・2	2		
	翻訳文化論	1・2	2		
	出版メディア論	1・2	2		
	日本の歴史と文化	1・2	2		
	日本の歴史と文化	1・2	2		
キャリア サポート	ワープロとインターネット	1・2	2		
	情報リテラシー入門	1・2	2		
	観光英語を学ぶ	1・2	2		
	観光英語を学ぶ	1・2	2		
	ビジネス情報処理	1・2	2		
	編集・出版の情報処理	1・2	2		
	秘書実務を学ぶ	1・2	2		
	秘書実務を学ぶ	1・2	2		
漢字を学ぶ	1・2	2			

他コース開放科目

専攻	授 業 科 目	年 次	単 位	備 考
日本語・日本文学コース	ことばの仕組み	1・2	2	
	ことばの仕組み	1・2	2	
	現代のことば	1・2	2	
	現代のことば	1・2	2	
	古典文学を読む	1	2	
	古典文学を読む	1	2	
	近代現代文学を読む	1	2	
	近代現代文学を読む	1	2	
	古典文学の研究	2	2	
	古典文学の研究	2	2	
	近代現代文学の研究	2	2	
	近代現代文学の研究	2	2	
	古典文学の歴史	1・2	4	
	近代文学の歴史	1・2	4	
	児童文学	1・2	2	
	映画・演劇論	1・2	2	
	サブカルチャー論	1・2	2	
	アニメの物語学	1・2	2	
文学を創る (詩・短歌)	1・2	2		
文学を創る (小説・エッセイ)	1・2	2		
英語・英米文学コース	英語学概論	1・2	4	
	英米文学概論	1・2	4	
	Cultures of the English Speaking World	1・2	2	
	English through the Movies	1・2	2	
	日英語対照研究	1・2	2	
	日英比較文学	1・2	2	
	News English	1・2	1	
	News English	1・2	1	
	Business English	1・2	1	
	Business English	1・2	1	
心理学コース	発達心理学	1・2	2	を履修していることがのぞましい。
	社会心理学	1・2	2	
	臨床心理学	1・2	2	
	臨床心理学	1・2	2	
	健康心理学	1・2	2	
	カウンセリング論	1・2	2	
	教育心理学	1・2	2	
	認知心理学	1・2	2	
	コミュニケーション心理	2	2	
	こころと行動	2	2	
	性格とは何か	2	2	
	消費者の心理	1・2	2	
	アートと心理	1・2	2	
	音楽とこころ	1・2	2	
	文学に見る行動心理	1・2	2	

看護学科

1. 学科の概要

<看護学科の人材養成目的>

看護学科の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子短期大学の人材養成目的さらに看護師養成所の運営に関する指導要領・看護師教育の基本的考え方（改正案）に基づき「学生自らが自己の将来を切り開き、ひとりの自立した女性（人間）として職業を身につけ社会に貢献すること。看護専門職として必要とされる専門的知識、技術および実践能力の修得に加えて、広い教養を基盤とした豊かな人間性と、将来にわたり専門性を深めていくための基盤を兼ね備えた人材を育成すること」である。

看護学科が求める学生

本学科が求める学生は、上記人材養成目的を理解し、学習を通して、上記目的を達成しようとする意欲ある入学生を求めています。

- 1) 相手の立場に立ち、他者の権利を尊重し行動できる人
- 2) 自ら課題を探究する意欲や行動力を備えた人
- 3) 協調性に富み積極的に医療チームに関わることのできる人
- 4) 自分の考えをまとめて言葉で表現する能力を持った人
- 5) 生涯にわたり自己の資質向上に努める人
- 6) 保健医療の分野において、地域貢献に関心をもっている人

看護学科の教育課程

看護をとりまく社会環境は、少子化、高齢化、医療の高度化・専門化、発展途上国に対する国際貢献の必要性など急速に変動しています。卒業生が保健・医療・福祉チームを担うひとりとして、自ら判断し、行動する力を身につけられるよう、さらには、看護師免許受験資格や看護師免許が得られるよう、次のように教育課程の編成をしています。

- 1) 看護学科のカリキュラムは「基礎分野」と「専門教育科目」から編成しています。
- 2) 「基礎分野」では、看護師の求められる素養として、常に患者の立場に立って考えられる感受性ややさしさ、生命を預かる者としての高い倫理性に裏打ちされた人材を育成するために、「教養教育科目」を配置しています。
- 3) 「専門教育科目」では、「専門基礎科目」と「専門科目」を配置し、「専門基礎科目」では、科学的な根拠に基づいた看護の実践能力を重視し、看護の対象者について理解し、その対象に応じた健康生活を支えるために必要な、基礎から応用までの援助の理論と実践能力を、段階的に履修できるよう編成しています。
- 4) 「専門科目」では、専門職として必要とされる専門的な知識と技術、態度が修得できるよう「専門分野」では「健康生活を支えるための看護の原理と基礎」、「専門分野」では「ライフサイクルにおける健康生活を支えるための看護活動」、「関係性を深め健康生活を支えるための看護活動」、「統合分野」では「健康生活を支えるための実践的看護活動」の3分野に分け、それぞれの関連科目と「臨地実習」を配置しています。臨地実習は講義と演習の進度に応じて、学習効果が得られるように、それぞれ相補性を持たせ、1年次前期から3年次後期まで段階的に配置しています。

教育理念

生命の尊厳を尊重する倫理観を備えた豊かな人間性を養うとともに、看護の専門職に必要な知識・技術・態度を修得し、科学的根拠に基づき、あらゆる健康のレベルや変動する社会状況にも即応した看護実践力を身につけ、看護の役割を果たす基礎的能力を養います。

教育目標

- (1) 生命の尊厳を尊重する倫理観を備えた豊かな人間性を養います。
- (2) 幅広い教養を基盤に自己の人的成長・発達と看護の質の向上を目指した主体的学習能力を養います。
- (3) 看護の専門職に必要な知識・技術・態度を修得し、科学的根拠に基づき、あらゆる健康レベルや変動する社会状況にも即応した看護実践力を身につけ、看護の役割を果たす能力を養います。
- (4) 総合保健・医療・福祉関係職者や看護の対象・家族と協働活動ができ、看護の役割を果たせる基礎的能力を養います。

2．学科目の構成

看護学科のカリキュラムは大きく、「基礎分野」と「専門教育科目」から編成されています。

看護学科の授業は、全学共通の「教養教育科目」で社会生活を送る上で求められる幅広い教養を、「学科スキル科目」で情報科学・外国語・身体を理解を基盤にした豊かな人間性を涵養し、「専門教育科目」で看護師としての必要な専門の基礎知識と技術及び態度を修得するために、教養教育を土台として、専門教育を展開する、教育内容の充実をはかる教育課程の編成を行っています。

3．教養教育科目【全学共通】

教養教育の人材養成目的

教養教育の人材養成目的は、本学の建学の精神および共立女子大学・共立女子短期大学の人材養成目的に基づき、「ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する」ことである。

一般に大学で勉強するということは、より専門性の高い学問と取り組むということを意味しています。学部・学科・コースなどの区別があって、それぞれの分野を個別、専門的に学ぶ道筋が用意されているのはそのためです。専門分野を深く探求すること、これが大学における勉学の最も基本的な姿だといっていいいでしょう。

その一方で、複雑化した現代社会にあって、錯綜する諸課題に的確に対応するためには、深い知識と同時に、広い視野と柔軟な思考力が求められます。本学において、学部・学科ごとの専門教育科目と並んで全学共通の教養教育科目が置かれているのも、そうした社会の求めにこたえて、幅広い教養と豊かな人間性に裏打ちされた総合的判断力を身につけた人材を育てるために他なりません。

全学共通という以上、学部・学科の枠を超えて、本学に学ぶすべての学生諸君を対象にしています。当然のこと

ながら実に様々な目的・目標を持った授業科目が展開されています。みなさんの中から自分で履修する科目を選び、履修計画を立てなければならぬのですが、最初はその多様さに戸惑うかもしれませんね。以下に教養教育科目全体の構成とそれぞれの目的・目標を大まかにまとめましたので、履修計画を組立てる際の参考にしてください。

【教養教育の人材養成目的等】

人材養成目的	教育目的 【対応する科目群】	教育目標 【対応する科目群】
ひとりの女性・ひとりの人間として日々の生活を豊かに充実して生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすために必要な、基本的な知識や技能、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を有する女性を育成する。	大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識・技能を育成する。 【基本スキルユニット】	大学生生活を送る上で必要な学習技能を育成する。 【基礎ゼミナール】
		大学生生活・社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な表現力と、情報活用能力等を育成する。 【ことばとスキル】
	大学生生活・社会生活を送る上で必要な、幅広く深い教養・総合的な判断力・豊かな人間性を涵養する。 【教養ユニット】	専門分野の枠を超えて共通に求められる知識と技能の伝達により、知的好奇心を喚起し、豊かな人間性や柔軟な思考を育成する。 【学問への招待】
		将来、知的・文化的な日常生活を創造できるような知識・技能を育成する。 【生活の中の教養】
		現代社会における諸課題に自らの使命・役割・責任を関連付け、適切に対処できる知識と能力を育成する。 【社会人としての教養】
	専攻する学問の理解を助け、関連する諸分野への幅広い視点を獲得するための知識と技能を育成する。 【専門を学ぶための教養】	

大学での勉学はなによりも先ずみなさん自身の主体的な参加が前提になっています。旺盛な知的好奇心を燃やし、教養教育科目の目的、目標をしっかり理解したうえで、存分に活用してください。みなさん一人ひとりが、やがて人間として充実した日々を生き、主体的に社会に参加して責任ある役割を果たすことのできる女性に成長されることを期待しています。

教養教育科目の特徴と履修上の注意点

基本スキルユニット

「入門」「ことばとスキル」の2区分から構成されています。

基礎ゼミナール

1年次の前期に、全員が受講しなければならない演習形式の科目です。学科別に30名程度のクラスを設け、各学科の専任教員が担当します。内容は原則として全学共通ですが、各学科でそれぞれの教育目標に合わせ多少の違いがあります。

具体的な達成目標としては、次のような事があげられます。

大学生としてそして共立の学生として知っておくべきこと、自覚しておくべきこと等、学生生活に関する心構えやルールについて学び、考える。

学習方法、学習計画、図書館の利用法、資料検索、演習、実験への知識を習得する。

レポートの書き方、討論やプレゼンテーションについての基礎的な知識を習得する。

テーマの見つけ方、研究・実験の方法、発表の方法等について実践的な形式を通して学習する。
自らの学習計画を立てる。

表現技法

1 クラスあたり 30 人を目安に開講します。「表現技法」では作文・論文の基本的な書き方を身につけることを、「表現技法」では読解・分析の基本的能力を身につけることを、「表現技法」では企画・立案・発表・討論のための基本的な方法論を身につけることを目標としています。いずれも半期で完結する科目です。

日本語科目

留学生を対象とした科目で、日本語能力の向上と実際に授業を受けるうえで必要なスキルの向上を図ります。
1 年間で完結する科目です。

英語

(1) 「英語」「英語」

「英語」は Listening & Speaking を、「英語」は Reading & Writing を学びます。「英語」は外国人教員が担当し、「英語」は日本人教員が担当します。いずれも 1 年間で完結する科目です。入学時に実施されるプレースメントテストの結果に基づいてクラスが編成されます。なお、学習効果を上げるために、「英語」と「英語」を平行して履修することをお勧めします。

英語技能検定試験等の結果による単位認定について

履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「A」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

プレースメントテストで 90% 以上のスコアを取得した学生で、英語技能検定試験等の結果が次の ~ のいずれかに該当した場合、「英語」及び「英語」の単位を認定します（履修中も認定）。

TOEIC 700 点以上を取得

TOEFL 68 点 (iBT) 以上を取得

実用英語技能検定 準一級を取得

IELTS 5.5 以上

(2) 「ビジネス英語」「ビジネス英語」「オーラル・コミュニケーション」「TOEIC/TOEFL 演習」「分野別英語」

「英語」「英語」で学んだことをベースに、2 年次以上で履修する科目で、1 年間で完結します。

効果的な学修のために、「英語」が履修済みであることなどの前提条件があります。詳細は必ずシラバスを参照してください。

初習外国語

(1) 「フランス語」「中国語」「ドイツ語」

それぞれ、履修の段階に応じて「入門」「表現」「総合」があり、入門 表現 総合と進みます。「入門」と「表現」は 1 年次から履修することができ、週 2 回の授業を受け、半期で完結します。「総合」は 2 年次

から履修することができ、週1回の授業を受け、1年間で完結します。1年次の前期で「入門」、後期で「表現」を履修するのが通常の学習順序ですが、「入門」のみを履修する人のために、後期にも「入門」クラスが開講されます。

「表現」を履修するためには「入門」を修得していることが前提条件となります。

外国語技能検定試験等の結果による単位認定について

下記のいずれかに該当し、履修開始前または履修中に本人からの申請があった場合、審査のうえ単位を認定します。評価は「A」になります。教務課備え付けの申請用紙に記入し、提出してください。詳細は教務課までお問い合わせください。

外国語技能検定試験等		単位認定を行う科目
実用フランス語技能検定試験	3級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」
	2級	「基礎フランス語（入門）」 「基礎フランス語（表現）」 「応用フランス語（総合）」
中国語検定	3級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」
	2級	「基礎中国語（入門）」 「基礎中国語（表現）」 「応用中国語（総合）」
ドイツ語技能検定	3級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」
	2級	「基礎ドイツ語（入門）」 「基礎ドイツ語（表現）」 「応用ドイツ語（総合）」

(2) 「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「ロシア語」

「スペイン語」「イタリア語」「ロシア語」「ロシア語」の4カ国語が開設されています。「基礎」は1年次より履修できますが、「応用」は2年次から履修することができます。いずれも1年間で完結する科目です。

情報関連科目

(1) 「情報基礎」「情報処理」

「情報基礎」は理論を学習する講義科目で、「情報処理」は演習科目です。「情報処理」は一般クラスと上級者クラスが設けられています。詳細はオリエンテーションで説明します。

(2) 「情報活用法（データベース）」「情報活用法（ネットワーク）」

「情報基礎」「情報処理」で得られた知識とスキルをベースとして、データベース機能の理解とネットワークを利用した情報収集や情報発信の方法について、演習形式で学習します。

(3) 「統計基礎」「統計情報処理」

統計学の基礎と人文・社会科学、自然科学への適用方法、統計結果の見方について理論的に学習し、アンケート調査等により得られた情報の特性に対応した統計処理の手法、結果の発信方法などを具体的な課題への取り組みを通して身につけます。

体育

実技を中心とした科目で、健康、体力の維持・増進に運動が果たす役割を学び、運動を実践するための技術や知識の習得を目的とします。

教養ユニット

人文、社会、自然の幅広い領域に関する多様な科目が開設されています。「学問への招待」「生活の中の教養」「社会人としての教養」「専門を学ぶための教養」の4区分から構成されています。すべての科目は半期で完結します。

科目の内容（同一科目で複数クラス開講される場合はクラスごとの）を共立シラバスで十分確認してから、履修する科目を決めてください。

なお、以下の2科目については下記の点にご注意ください。

「教養講座」

複数の教員が授業を担当するオムニバス形式の科目です。毎年度決められるテーマに沿って、それぞれの教員が複数回授業を担当します。授業回ごとの担当者および授業の内容はシラバスを確認してください。

「自己開発」

この教科は、学生が自らの意志において、自己開発、自己啓発のために積極的に起こした活動（海外研修、インターンシップなど）を評価し、単位を認定するものです。

実際の単位認定に関しては、単位認定の対象となる活動が終了してから、所定の時期に、「活動報告書」「単位認定願」等を提出してください。授業担当者及び全学共通教育委員会が内容を審査し、承認されれば単位認定されます。評価は「P」になります。

詳しくは、共立シラバスをご覧ください。

専門教育科目

専門教育科目は、「専門基礎科目」と「専門科目」から構成されています。

専門教育科目では、教養教育科目を土台にして、看護の対象者について理解し、その対象に応じた健康生活を支えるために必要な基礎から応用までの援助の理論と実践能力を、段階的に履修できるようになっています。

「専門基礎科目」では、看護学における専門的な知識と思考の方法を修得するうえで必要となる基礎知識の修得ができるように、『生きる力のしくみ』、『病気のしくみと治す力』、『ライフサイクルにおける治す力』、『健康生活を支える社会の力』の4領域から編成しています。

「専門科目」は、「専門分野」「専門分野」「統合分野」から構成されています。

「専門科目」では、専門職として必要とされる専門的な知識と技術、態度が修得できるように『健康生活を支えるための看護の原理と基礎』、『ライフサイクルにおける健康生活を支えるための看護活動』、『関係性を深め健康生活を支えるための看護活動』、『健康生活を支えるための実践的看護活動』の4領域に分け、それぞれの関連科目と『臨地実習』を配置しています。

とりわけ、『臨地実習』は講義と演習の進度に応じて、学習効果が得られるように、それぞれ相補性を持たせ、1年次前期から3年次後期まで段階的に配置しています。

4 . 卒業の要件

1. 看護学科の修業年限は3年です。3年間で所定の単位を修得できない場合は在学期間を延長することができますが、通算して6年を超えることはできません。
2. 3年以上在学し、かつ所定の卒業要件単位を修得した者は学位記が授与され、短期大学士（看護学）の学位が授与されます。

卒業に必要な最低単位数

（数字は単位数）

授業科目区分		必 修	選 択 必 修	選 択	計
基 礎 分 野	教養教育科目	6		5	13
	学科スキル科目	1	1		
専門教育科目	専門基礎科目	20	1		21
	専門科目	63			63
計		90	2	5	97

卒業要件単位数の見かた

授業科目区分は学科の定める名称によるほか、履修の自由度に応じて次のように分けられます。

必 修 科 目	必ず修得しなければならない科目
選 択 必 修 科 目	指定された複数科目の中から決められた単位数を取得しなければならない科目
選 択 科 目	各自の自由意志に基づいて選択履修する科目

5. 教育課程（カリキュラム）および履修方法

教育課程（カリキュラム）表の見かた

1. 卒業要件の欄の単位数は、卒業に必要な最低の単位数を示しています。

必修科目..... 1科目ごとに横線で区切られ、単位数が記入されています。

選択必修科目... 2科目以上にわたる欄の中央に単位数が記入されています。

選択科目.....空欄になっています。

2. 開講期間の表示

記号	記号の意味
無印	半期（前期または後期）開講
	通年開講

教育課程（カリキュラム）

基礎分野

区分	授業科目名	年次	単位数	卒業要件	備考	
教 養 教 育 科 目	入門	基礎ゼミナール	1	2	2	
	基本 スキル ユニット	ことばとスキル	表現技法（作文・論文）	1・2		1
			表現技法（読解・分析）	1・2	1	
			表現技法（企画立案・発表討論）	1・2	1	
			基礎日本語（留学生対象）	1・2	2	
			応用日本語（留学生対象）	1・2	2	
			英語	1	2	2
			英語	1・2	2	
			ビジネス英語	2・3	2	
			ビジネス英語	2・3	2	
			オーラル・コミュニケーション	2	2	
			TOEIC/TOEFL 演習	2	2	
			分野別英語	2	2	
			基礎フランス語（入門）	1	2	
			基礎フランス語（表現）	1	2	
			応用フランス語（総合）	2・3	2	
			基礎中国語（入門）	1	2	
			基礎中国語（表現）	1	2	
			応用中国語（総合）	2・3	2	
			基礎ドイツ語（入門）	1	2	
			基礎ドイツ語（表現）	1	2	
	応用ドイツ語（総合）	2・3	2			
	基礎スペイン語（入門）	1・2・3	2			
	応用スペイン語（総合）	2・3	2			
	基礎イタリア語（入門）	1・2・3	2			
	応用イタリア語（総合）	2・3	2			
	基礎ロシア語（入門）	1・2・3	2			
	応用ロシア語（総合）	2・3	2			
	基礎韓国語（入門）	1・2・3	2			
	応用韓国語（総合）	2・3	2			
	情報基礎	1	2	2		
	情報処理	1	2			
情報活用法A（データベース）	1・2	2				
情報活用法B（ネットワーク）	1・2	2				
統計基礎	1・2	2				
統計情報処理	1・2	2				
体育	1・2	2				

区分	授業科目名	年次	単位数	卒業要件	備考	
教養教育科目	学問への招待	教養講座	1・2	2		
	生活の中の教養	比較文化の視点	1・2・3	2		
		メディアと文化	1・2・3	2		
		文学の世界	1・2・3	2		
		芸術の世界	1・2・3	2		
		デザインの現在	1・2・3	2		
		衣食住の文化	1・2・3	2		
		生活環境とアメニティ	1・2・3	2		
		健康の科学	1・2・3	2		
	社会人としての教養	介護・ケアと生活	1・2・3	2		
		政治・社会の諸課題	1・2・3	2		
		経済・産業の諸課題	1・2・3	2		
		国際関係の諸課題	1・2・3	2		
		環境・科学の諸課題	1・2・3	2		
		人間とは何か	1・2・3	2		
		人間関係と自己表現	1・2・3	2		
		現代の家族	1・2・3	2		
		地域社会と福祉	1・2・3	2		
		女性と社会	1・2・3	2		
		マーケティング	1・2・3	2		
		ライフプランとキャリアプラン	1・2・3	2		
	教養ユニット 専門を学ぶための教養	企業・組織の仕組み	1・2・3	2		
		自己開発	1・2・3	2		
		文学	1・2・3	2		
		哲学概論	1・2・3	2		
		倫理学概論	1・2・3	2		
		言語学概論	1・2・3	2		
		心理学	1・2・3	2		
		教育学	1・2・3	2		
		社会学概論	1・2・3	2		
		文化人類学	1・2・3	2		
		民俗学	1・2・3	2		
		人文地理学	1・2・3	2		
		自然地理学	1・2・3	2		
		地誌学概論	1・2・3	2		
		法学概論	1・2・3	2		
		法学（日本国憲法）	1・2・3	2		
		政治学概論	1・2・3	2		
		経済学概論	1・2・3	2		
		国際関係概論	1・2・3	2		
		世界史概論	1・2・3	2		
		日本史概論	1・2・3	2		
		地域史	1・2・3	2		
数学		1・2・3	2			
物理学	1・2・3	2				
化学	1・2・3	2				
生物学	1・2・3	2				
学科スキル科目	医療と統計	1	1	1		
	医療の英語（会話）	1・2	1			
	医療の英語（講読）	1・2	1	1		
	障害教育と手話	1・2	1			
上記全ての科目より				5		
計				13		

専門教育科目

区分	授業科目名	年次	単位数	卒業要件	1年		2年		3年		備考
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門基礎科目	生きる力のしくみ	解剖学	1	1	1	30					
		解剖学	1	1	1		30				
		生理学	1	1	1	30					
		生化学	1	1	1	30					
	病気のしくみと治す力	病理学	1	1	1	30					
		病態心理学	1	1	1		30				
		微生物学	1	1	1	30					
		栄養学	1	1	1	30					
		薬理学	1	1	1		30				
	ライフサイクルにおける治す力	リハビリテーション	2	1	1			30			
		母性への医学的対応	2	1	1			30			
		小児への医学的対応	2	1	1			30			
		成人への医学的対応	1	1	1		30				
		成人への医学的対応	2	1	1			30			
	健康生活を支える社会の力	高齢者への医学的対応	2	1	1			30			
		医療・福祉概論	2	1	1			15			
		医療と情報	1	1	1		15				
		医療と法律	2	2	2				30		
		医療と経済	2	1	1				15		
		障害者福祉論	2	1	1				15		
	ケースマネジメント	3	1	1					15		
計				21							

区分	授業科目名	年次	単位数	卒業要件	1年		2年		3年		備考
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	専門分野 健康生活を支えるための看護の原理と基礎	看護学概論	1	2	2	30	30				
		共通看護技術論	1	1	1	30					
		共通看護技術論	1	1	1		30				
		共通看護技術論	2	1	1			30			
		日常生活援助技術論	1	1	1	30					
		日常生活援助技術論	1	1	1	30					
		日常生活援助技術論	1	1	1		30				
		回復促進援助技術論	1	1	1		30				
		回復促進援助技術論	2	1	1			30			
		基礎看護学実習	1	1	1	45					
	基礎看護学実習	2	2	2			90				
	専門分野 ライフサイクルにおける健康生活を支えるための看護活動	成人看護学概論	1	1	1	30					
		成人看護活動論	1	1	1		30				
		成人看護活動論	2	2	2			45			
		成人看護活動演習	2	2	2			60			
		成人看護学実習	3	3	3					135	
		成人看護学実習	3	3	3					135	
		高齢者看護学概論	1	1	1		30				
		高齢者看護活動論	2	2	2			45			
高齢者看護活動演習		2	1	1			30				
高齢者看護学実習	2	1	1			45					

区分	授業科目名	年次	単位数	卒業要件	1年		2年		3年		備考
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	専門分野 ライフサイクルにおける健康生活を支えるための看護活動	高齢者看護学実習	3	1	1					45	
		高齢者看護学実習	3	2	2					90	
		小児看護学概論	1	1	1		30				
		小児看護活動論	2	2	2			45			
		小児看護活動演習	2	1	1				30		
		小児看護学実習	2	1	1			45			
		小児看護学実習	3	1	1					45	
		母性看護学概論	1	1	1		30				
		母性看護活動論	2	2	2				45		
		母性看護活動演習	2	1	1				30		
	母性看護学実習	3	2	2					90		
	専門分野 生活を支えるための看護活動 関係性を深めるための健康	精神看護学概論	1	1	1		30				
		精神看護活動論	2	2	2			30	15		
		精神看護活動演習	2	1	1				30		
		精神看護学実習	3	2	2					90	
	統合分野 健康生活を支えるための実践的看護活動	在宅看護概論	2	1	1			30			
		在宅看護活動論	2	2	2				45		
		在宅看護活動演習	2	1	1				30		
		在宅看護論実習	3	1	1					45	
		在宅看護論実習	3	1	1					45	
臨床総合看護論		2	2	2				45			
臨床総合看護論		3	2	2					30		
臨床総合看護論実習	3	2	2					90			
計				63							
合計				97							

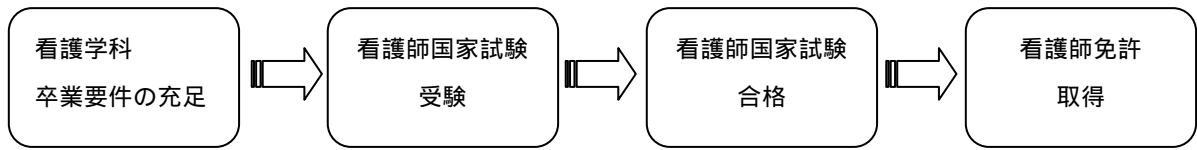
臨地実習前提条件

下記の実習科目を履修するためには、前提条件となる科目の単位を修得しているか、修得見込みでなければなりません。

実習科目		前提条件科目		
科目名	年次	当年度に修得見込みであること	当年度に修得済であること	前年度までに修得済であること
基礎看護学実習 (1回目・2回目)	1	看護学概論 共通看護技術論 日常生活援助技術論 回復促進援助技術論		
基礎看護学実習	2		共通看護技術論 回復促進援助技術論	看護学概論 共通看護技術論 日常生活援助技術論 回復促進援助技術論 基礎看護学実習
小児看護学実習			小児看護学概論	
高齢者看護学実習				高齢者看護学概論
成人看護学実習 ・ 高齢者看護学実習 ・ 小児看護学実習 ・ 母性看護学実習 ・ 精神看護学実習 ・ 在宅看護論実習 ・ 臨床総合看護論実習	3	2年次までの必修科目をすべて修得していること。		

6 . 看護師国家試験受験資格

卒業要件を満たすことにより、看護師国家試験受験資格を取得することができます。



全学科に共通する事項

1. 学籍について

学籍とは、学生として身分を有することを意味し、本学の入学試験に合格して入学手続きを完了した者に、本学への入学が許可され、本学学生としての学籍が与えられます。在学中に本人の氏名・本籍地・現住所・保証人等の変更があった場合は、学生課にただちに届け出てください。

- (1) 学籍番号は入学時に決定します。学校に提出する書類には、氏名とともに学籍番号を必ず記入することになっています。
- (2) 学籍番号は次のような仕組みになっています。

例)

12	アルファベット	000	H = 生活科学科
入学年度	学科区分	個人番号	A = 文科
			J = 看護学科

2. 学生証

- (1) 学生証は、学生の身分を証明する重要なものです。常に携帯し、本学教職員の請求があった場合は呈示しなければなりません。試験を受ける時、各種証明書の交付を受ける時、図書館を利用する時にも必ず学生証が必要です。
- (2) 学生証は他人に貸したり、譲ったり、その他不正使用をしてはなりません。不正使用した場合、学則（第54条）に反したとして厳しく処分されます。また、紛失、盗難にあって悪用されないよう十分注意してください。卒業、退学等により学生としての身分が消滅した場合は、学生証を教務課に返却してください。
- (3) 学生証の記載事項に変更があった場合、および学生証を紛失した場合はただちに学生課に届け出てください。個人情報に登録されている大変重要なものですから卒業時まで大切に扱ってください。

3. 学籍異動

長期欠席・休学・退学する場合は、早めに担任または教務課に相談してください。

A 休学・復学（学則第34条、第35条）

- (1) 病気、その他やむを得ない理由によって1学期以上就学できない場合は、保証人連署のうえ願い出て、休学の許可を得なければなりません（病気の場合は診断書を添付）。
- (2) 休学期間はその年度内とし、願出によって引き続き1年間休学することができます。
- (3) 休学期間は卒業するまで通算して生活科学科と文科は2年、看護学科は3年を超えることはできません。
- (4) 休学期間は学則に定められている修業年限および在学年数に算入されません。

- (5) 休学期間中は納入金の半額が免除されます。
- (6) 休学期間が終了して再び就学を希望する場合は、保証人連署のうえ「復学願」を提出して許可を得なければなりません。復学の時期は学期の始めとします。

B 退学（学則第 36 条）

病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て、許可を得なければなりません。ただし願い出た期日を含む学期の授業料等の学費を納入していなければなりません。

C 除籍（学則第 38 条の 2）

次のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て除籍されます。

- (1) 学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない場合
- (2) 学則に定める在学年限を超えた場合
- (3) 学則に定める休学期間を超えた場合
- (4) 長期間にわたって行方不明の場合
- (5) 所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない場合

D 再入学（学則第 38 条）

退学した者または除籍となった者が 2 年以内に申し出て選考のうえ許可を得た場合は、再入学することができます。ただし、在学年限を満たして退学または除籍となった場合は該当しません。

なお、再入学の時期は学年の始めとします。

4 . 学費

- (1) 学費は、毎年下記の期限までに、保証人宛に郵送される振込み用紙により銀行に振り込んでください。授業料等の学費の納入期限は次のとおりです。

前 期 分	4 月 30 日
後 期 分	10 月 20 日

上記期限内に納入されない時は除籍の対象となり、学生としての身分を失うことになります。不測の理由で期限までに納入できない場合は、教務課に「学費延納願」を提出し、許可された場合は納入期限を延長することができます。

ただし、延納することができる期限は、前期分は 6 月 30 日まで、後期分は 12 月 31 日までです。いずれも学費納入期限内に願い出た場合のみに、その理由により許可されます。

- (2) 学費納入済みの学期を過ぎて退学を願い出る場合は、4 月 30 日までに「退学願」が提出された場合は 3 月 31 日に、10 月 20 日までに提出された場合は 9 月 20 日にさかのぼって退学を許可します。ただし、前記期限を過ぎて願い出た場合は、除籍となります。なお、除籍期日は前年度の 3 月 31 日または当該年度の 9 月 20 日付けとなります。

5. 単位および授業期間

(1) 単位について

授業科目は、単位制度により所定の単位数が定められています。本学学則第16条に示す通り、1単位は45時間の学修を必要とする授業内容をもつことを原則とし、それぞれの授業科目の単位数は授業形態や授業内容によって異なります。1単位あたりの学習時間の考え方は次のとおりです。

1 単位あたりの授業形態別の学習時間の考え方 (45 時間)

授業形態		総授業時間	単位数	学習時間 (1 単位当)	
				授業時間(1 単位当)	予習復習時間
講義 演習	A	週 1 コマ (2 時間) で授業 時間 2 時間 × 15 回 = 30 時間	2 単位	15 時間	30 時間
	B	週 1 コマ (2 時間) で授業 時間 2 時間 × 15 回 = 30 時間	1 単位	30 時間	15 時間
実験 実習 実技	A	週 2 コマ (4 時間) で授業 時間 4 時間 × 15 回 = 60 時間	2 単位	30 時間	15 時間
	B	週 1.5 コマ (3 時間) で授業 時間 3 時間 × 15 回 = 45 時間	1 単位	45 時間	

1 コマは、2 時間 = 90 分授業です。

(2) 授業期間について

1 年間に授業を行なう期間は、原則として 35 週ですが、本学では学則第 6 条に示す通り、前期および後期の二学期にわけて実施しています

前 期	4 月 1 日 ~ 9 月 20 日
後 期	9 月 21 日 ~ 3 月 31 日 -

(3) 開講期間と科目の区分について

授業科目には、開講する期間に応じて次のような区分があります。

区 分	開 講 期 間
通年科目	年間を通して実施
半期科目	前期だけ、または後期だけで完結
集中講義	短期間に集中して実施

6 . 授 業

(1) 授業時間

平常の授業は、授業時間割表に従って次の時間で行なわれます。授業は通常 1 時限単位で行なわれますが、実験・実習科目等で 1.5 時限や 2 時限の授業もあります。

時限	時間
1 時限	9 : 00 ~ (9 : 45) ~ 10 : 30
2 時限	10 : 50 ~ (11 : 35) ~ 12 : 20
3 時限	13 : 20 ~ (14 : 05) ~ 14 : 50
4 時限	15 : 10 ~ (15 : 55) ~ 16 : 40
5 時限	17 : 00 ~ (17 : 45) ~ 18 : 30

(2) 休講・補講

授業担当者がやむを得ない理由で授業を休講する場合は、kyonet（共立女子大学・共立女子短期大学教育ネットワークシステム）携帯より伝達します。休講情報がなく、始業時より 30 分以上経過しても連絡のない場合は、教務課に申し出て、その指示に従ってください。

授業が休講となった場合、原則として補講を行なうことになっています。補講は主として土曜日の午後または補講期間に行ないませんが、平常の空き時間に行なう場合もあります。

(3) 遅刻・早退・欠席

遅刻・早退

- ・授業開始時刻から 20 分を経過するまでは遅刻の扱いとなります。
- ・授業開始時刻 20 分を過ぎると「受付終了」と表示されます。
- ・電車などの遅延で遅刻または受付終了となった場合、授業後すぐに授業担当者へ申し出てください。（遅延証明書があれば、裏面に学籍番号と名前を記入して提出するようにしてください。なお、取り扱いは担当者に任されています。）
- ・止むを得ず授業を早退する場合は授業担当者にその旨を伝えてください。
- ・遅刻・早退は 3 回をもって欠席 1 回に換算されます。

欠席

- ・本学の試験規程により「当該授業科目の出席時間数が原則として授業総時間数の 2/3 以上あること」が受験資格の条件の一つとなっています。
- ・本学では公欠の取り扱いはありません。いかなる理由（忌引き、実習、就職活動等）でも欠席を出席とすることはしません。

ただし以下の届け出に関しては、試験の受験資格に抵触する場合に授業担当者によって配慮される場合があります。

【授業欠席届】

欠席届（病気・怪我の場合のみ） 介護等体験による授業欠席届 臨地実習による授業欠席届
保育・教育実習による授業欠席届（児童学科のみ） 図書館実習による授業欠席届（文芸学部のみ）
就職活動における欠席届（生活科学科のみ）

博物館実習（学芸員）に伴う欠席は教務課より担当教員へお知らせしています。

教育実習（中学校・高等学校教諭）に伴う欠席は教務課より各学部へ実習生名簿を提出しています。

その他

- ・学生証を忘れた場合は、授業開始前に教務課で手続きをとってください。

（４）緊急事態発生時の授業・試験等の取り扱い

緊急事態（天候・交通機関等）が発生した場合の授業・試験等の取り扱いは、kyonet、学内放送、ホームページ（<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/>） 緊急テレホンサービス（0180-993-617）で伝達します。

緊急時には上記の方法でかならずご確認ください。

尚、台風接近時に限り、授業等の実施について、「開講」または「休講」の通知を 1 日に 2 回、以下のとおり連絡します。

通知内容	通知時間
『午前授業』（1・2 時限）の実施について または『終日休講』の実施	午前 6 時 30 分までに
『午後授業』（3・4・5 時限）の実施について	午前 10 時 50 分までに

備考： 前日から台風の接近が予測される場合、前もって通知する旨を kyonet にて連絡します。

気象状況等の急変により、その他措置を行う場合はその都度連絡します。

7. 履修登録

履修登録とは

各自が作成した授業時間割をもとに、履修しようとする科目を届け出ることをいいます。

履修登録されていない科目は、授業を受けることもまた試験を受けて単位修得することもできません。

履修登録は、指定された期間に1年間に履修するすべての科目を、kyonet（共立女子大学・共立女子短期大学教育ネットワークシステム）のWeb履修登録により行います。学内の情報演習室に設置されたパソコンやロビー等に設置されたインフォメーションPCから入力できる他、インターネットを利用できる環境でしたら自宅のパソコンからも入力できます。

「Web履修登録」の詳細は、オリエンテーション期間中のガイダンス、および配付される『コンピュータ利用ガイド』を参考にしてください。

履修登録期間は、履修しようとする科目や所属する年次等によりあらかじめ指定されますので、期日内に履修登録を確定する必要があります。

履修登録の流れの手順に沿って、履修登録を行ってください。わからないことがあった場合は、教務課へ相談、またはオリエンテーション期間中の「履修相談」の時間を利用してください。

履修登録の流れ

<前期履修登録>

オリエンテーション期間中の各ガイダンスに出席し、注意事項を確認します。

『履修ガイド』の<卒業に必要な最低単位数>と<カリキュラム表>を熟読します。

必修科目や選択必修、選択科目を確認し、それぞれの配当年次を考慮しながら、卒業時までの履修計画をたてます。

履修しようとする科目の授業内容を共立シラバスで確認します。

履修しようとする科目の開講曜日・時限をkyonetまたはホームページの時間割で確認します。

前期・後期・通年各科目単位数の合計が履修上限単位数内に収まるように、1年間の履修計画をたてます。（授業の予習・復習する時間を考えて、38～40単位を目安に計画することをおすすめします）

履修しようとする科目の履修条件を確認します。

各自が履修しようとする時間割を紙に書き出します。

必修・選択必修科目 選択科目の順に時間割に書き込みます。

必修・選択必修科目は、高学年に進んでから単位不足に気づき、卒業年次になってから、多くの科目を履修することのないように、配当年次で履修することをおすすめします。

kyonetの学生時間割でクラス指定された授業を確認します。

（時限を重複して登録はできませんので、紙に書き出した時間割に変更が必要か確認し、計画を立て直してください。）

履修しようとする「先着順・抽選登録」の科目を指定された期間中にkyonetで履修登録します。（抽選にもれた場合は、他の曜日・時限の科目を選択するか、次年度に履修してください。）

指定された期間にkyonetでその他の1年間分の科目を履修登録します。

kyonetの学生時間割で、再度登録した科目を確認し、必修科目など登録し忘れないかチェックします。

時間割が確定したら、テキスト販売一覧を見て、一覧に載っているテキストは、学内の販売所で購入します。

一覧にない科目については、シラバスで確認してください。

授業開始から4週目経過後（予定）に履修中止期間が設けられます。やむをえない場合のみ削除を認めますので、教務課へ申し出てください。この期間は削除のみで追加はできません。

<後期履修について> 後期開講科目のみ対象

授業開始から4週目経過後（予定）に履修中止期間が設けられます。（削除のみ可）

履修登録上の注意

- (1) 1年次に履修登録できる単位の上限は原則として44単位までです。なお2年次以上には履修登録単位数の上限はありません。
 - ・認定単位（入学前既修得単位、本学が開設する認定科目の単位）はこの中に含まれません。
 - ・後期に追加登録する場合、前期の不合格（D評価またはX評価）単位数も登録上限単位に含まれます。
 - ・生活科学科 - 『チャレンジゼミナール』の単位は含みません。
 - 2年次の後期には、通年科目を含めて4単位以上履修しなければいけません。
 - 他コース科目は12単位を上限として履修登録ができます。修得した単位は専門教育科目選択科目に含めることができます。
- (2) 授業によっては履修者数を制限したり、履修するクラスを指定する場合があります。原則として配当されている授業科目を履修してください。ことわりなく他のクラスを登録すると、履修を取り消されることがあります。
- (3) 上級年次配当の授業科目は履修できません。低年次に配当された科目であればいつでも履修可能です。
- (4) 登録した科目の中止は履修中止期間以外原則として認められません。
- (5) 単位を修得した授業科目は再度登録することはできません。
- (6) 登録した授業科目は放棄せず、履修して試験を受けてください。登録した科目を放棄したり、試験を受けなかった場合は、評価対象外（X）として不合格になります。
- (7) 履修した科目の評価がDまたはXの場合は、再度履修して試験に合格しなければ単位は与えられません。
- (8) 受講人数が制限されている実験・実習・演習科目は所属コースの学生の履修が優先されるため、他コースの学生は受講できない場合があります。
 - ・生活科学科 実験・実習・演習科目は導入時の授業が大切なので、最初の2回分の授業を欠席した場合、受講できない場合があります。
- (9) 履修者が少ない授業科目は、他のクラスとの合併、もしくは休講となる場合があります。
- (10) 履修登録に関する変更がある場合は、オリエンテーション時に説明しますので、毎年必ずガイダンスに出席してください。

8 . 既修得単位の認定

他の短期大学または大学、高等専門学校、その他を卒業または中途退学し、新たに本学科の1年次に入学した場合、修得済みの単位を、生活科学科および文科は30単位、看護学科は46単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定される場合があります。

認定を希望する学生は所定の期日までに教務課まで願い出てください。

9 . 試 験

試験は学則にもとづき大学が学生に対して授業科目所定の課程修了を認定する方法です。試験に合格した場合は授業科目所定の単位を与えます。不合格の場合は再履修して、試験に合格しないと単位は与えられません。

(1) 試験の方法

試験はそれぞれの授業科目に応じて、筆記・口述・レポート・論文・作品の制作・実技等によって行ないます。

(2) 試験の種類

試験には授業内試験・追試験・再試験・再評価試験があります。この他に授業中に随時試験を実施することもあります。

種 類	対象学科	内 容
授業内試験	三学科共通	授業中に行う試験。授業内試験のうち、学期末(前期)または、学年末の授業期間の最終週に行う試験を期末試験といいます。
追 試 験	三学科共通	病気その他やむを得ない理由で期末試験に欠席した学生のうち、所定の手続きをした者に対して行う試験。
再 試 験	生活科学科 文 科	卒業期の学生で試験に不合格となり卒業できない者のうち、教授会の許可を得た者に対して行う試験。
再評価試験	看 護 学 科	期末試験または追試験に不合格となった者に対して行う試験。

期末試験は、18:30以降に実施される場合もあります。

(3) 受験資格

受験資格は次の通りです。受験資格のない者が試験を受けても無効であり、単位は与えられません。

- (1) 当該科目の履修登録をしていること。
- (2) 出席時間数が実質授業総時間数の2/3以上あること。なお、遅刻、早退は3回をもって欠席1回に換算します。
- (3) 当該期の学費を納入していること。
- (4) 看護学科専門教育科目・学科スキル科目は出席時間数が看護学科で定める基準(出席時間数が実質授業総時間数の4/5以上あること。)を満たしていること。

(4) 追試験

- (1) 病気、交通機関の事故等による遅れやその他やむを得ない理由により期末試験を欠席する場合は、当該試験科目の**開始前に教務課**へ連絡してください。本人が連絡できない場合は、代理人（父母またはそれに代わる者、ただし友人は不可）でかまいません。

連絡先は「科目概要」の学内電話番号一覧を参照してください。

- (2) 該当する科目の期末試験終了後5日以内（5日目が日曜日の場合は前日の土曜日正午まで）に**欠席理由を証明するもの**（病気で医師の診療を受けた場合は病院の領収書等）を添え、教務課に「追試験願」を提出してください。
- (3) 時間割の見間違い等、本人の怠慢、不注意による場合は、追試験を受けることができません。
- (4) 前期の期末試験の追試験は9月上旬に（通年の科目については実施しない場合もあります。）後期期末試験の追試験は2月中旬に行ないます。
- (5) 追試験の成績は2割以内の範囲で減点されます。

追試験の受験料は1科目につき2,000円です。

(5) 再試験（生活科学科・文科）

- (1) 再試験は生活科学科および文科の卒業期学生を対象に行われるものです。原則として最終の期末試験の結果、卒業要件単位に達しない者のうち、卒業年度の不合格科目（D）の単位数が生活科学科は10単位、文科は12単位以内で、教授会の許可を得た者が受験することができます。
- (2) 出席不良、レポート未提出の理由で評価対象外（^{エックス}X）と判定された科目は再試験の対象となりません。
- (3) 再試験の受験が認められた場合は、2月中旬に教務課から連絡します。再試験は2月下旬に実施されます。
- (4) 受験する者は、教務課に「再試験願」を提出してください。
- (5) 再試験で合格した場合の評価は「C」になります。

再試験の受験料は1科目につき3,000円です。

(6) 再評価試験（看護学科）

- (1) 再評価試験は看護学科専門教育科目・学科スキル科目のうち、期末試験または追試験に不合格（D）となった者に対して実施します。
- (2) 出席不良、レポート未提出等の理由で評価対象外（^{エックス}X）と判定された科目は再評価試験の対象となりません。
- (3) 再評価試験は、筆記・口述・レポート等によって実施します。
- (4) 受験する者は、教務課に「再評価試験願」を提出してください。
- (5) 再評価試験で合格した場合の評価は、「C」になります。

再評価試験の受験料は1科目につき3,000円です。

夏休み等に海外旅行（研修）をする場合は、試験等と重ならないよう計画を立ててください。旅行等で試験を受けられない者に対して特別の試験や追試験の資格は与えられません。また、期末試験終了後の春休みに海外旅行（研修）をする場合は、オリエンテーション、履修登録に間に合うように注意してください。

(7) 試験中の不正行為

試験中、不正行為があった場合は、学則により教授会の議を経て懲戒されます。

懲戒処分は訓告、停学および懲戒処分としての退学とし、当該学生の学籍番号、氏名および処分の内容を7日間公示します。また、追試験および再評価試験は認めません。

(8) レポートの提出

レポートの提出は、kyonet を使った Web 提出のほか、紙による提出等があります。詳細については授業担当者の指示にしたがってください。

(9) 受験の際の注意事項

1. 試験場においてはすべて監督の指示に従い、これに反した場合は退場を命ぜられます。
2. 学生証は写真が見えるようにして通路側の机の上に置いてください。
学生証を携帯していない者は、受験が許可されないので、試験当日、学生証を忘れた場合は事前に教務課に申し出て「試験受験許可証」の交付を受けてください。
3. 筆記用具のみを机に出して、その他の物は袋・バッグ等に入れてください。
携帯電話等は電源を切ってください。
4. 受験中の私語や、物品の貸借は禁止です。
5. 受験した場合はどのような理由があっても答案用紙を提出してください。提出しない場合は不正行為に準じて処罰されます。
6. 試験場への入場は不可抗力による場合、30分以内の遅刻に限り認められます。ただし、試験時間は延長されません。30分以上遅刻した場合はただちに教務課に連絡してください。
7. 試験開始より30分以内は退場することができません。
8. 試験に関する連絡は発表後も変更する場合がありますので、注意してください。

(10) 成績

< 評価 >

履修した授業科目の評価は、試験の結果等によって判定され、合格した場合に科目所定の単位が与えられます。評価の内容は下記のとおりです。

合否	評価	点数	グレード・ポイント (GP)	成績証明書
合格	S	100~90点	4.0	S
	A	89~80点	3.0	A
	B	79~70点	2.0	B
	C	69~60点	1.0	C
不合格	D	59点以下	0.0	記載されません
	X	受験資格なし、試験放棄、レポート未提出等	0.0	
合格	P	認定	対象外	P

グレートポイント (GP) … 各科目の成績をその評価に応じて5段階に分けてポイント化したものです。

- (1) 前期終了科目は後期授業開始前後に、通年科目と後期終了科目を含めた当該年度のすべての成績および GPA 値は年度内に **kyonet** で確認することができます。
- (2) 単位の修得について疑問のある場合は、指定された期間に教務課に申し出て確認してください。

<GPA>

本学では、履修した科目の成績を不合格科目も含めてポイント化 (GP) し、平均値で表す GPA 制度を導入しています。高等学校の評定平均のように学業結果を総合的に判断する指標として役立てることが出来ます。

10. 進 級

生活科学科

1 年次終了時の修得単位数が 24 単位未満の場合は 2 年次に進級できません。

文科

1 年次終了時の修得単位数が 20 単位未満の場合は 2 年次に進級できません。

看護学科

1 年次終了時の修得単位数が 33 単位未満の場合は 2 年次に進級できません。

3 年次臨地実習科目は、別に定める臨地実習前提条件を満たしていないと、履修できません。

11. 海外留学・研修

(1) 海外留学

	「留学規程」による留学	「休学」による留学
種類	(1)交換留学 (2)派遣留学 (3)一般留学 (留学先) 協定校* ₁ 提携校* ₂ 認定校	留学先の大学等は限定しません。
資格	本学に1年以上在学し、留学する前年度までに30単位以上を修得した者	全学生(学則第34条の規定範囲内)に適用
手続き	(1)留学2ヵ月前までに書類を提出 「留学願」「留学計画書」「入学許可書」「大学案内」等 (留学期間中に、許可された留学条件を変更する必要がある場合には、すみやかに教務課に連絡をとってください。) (2)帰国後1ヵ月以内に書類を提出 「帰国届」「学業成績証明書」「在学期間証明書」等	(1)留学1ヵ月前までに書類を提出 「休学願」 (2)帰国後、学期の始まる1ヵ月前までに書類を提出 「復学願」
期間	原則として半期あるいは1年 在学年数に算入する期間は1年を限度とします。 <卒業は延期となります>	6ヵ月から、延長も含め2年間許可されますが、その期間は進級止となります。 <帰国後も同年次>
継続履修	留学年度の前期に履修した授業科目を、留学期間(1年以内)をはさみ、次年度後期に継続して履修することができます。 「継続履修願」(留学前に提出)	継続履修はできません。
単位認定	留学先の大学において修得した単位のうち、審査により30単位(看護学科にあっては46単位)まで本学の修得単位として認定することができます。 「単位認定願」 「履修した授業科目のシラバス等」	/
本学への留学中の納入金	(1)授業料 交換留学.....全額免除 派遣留学.....半額免除 一般留学.....半額免除 (2)施設設備維持費等.....全額納入	(1)授業料.....半額免除 (2)施設設備維持費等.....半額免除
本学奨学金	本学国際交流奨学金制度に応募ができます。	奨学金は受けられません。

・長期休暇中の場合は、早めに書類を提出してください。(担当:教務課)

*₁中国...東北電力学院(吉林) 東北師範大学/長春大学/吉林大学(長春) 復旦大学(上海)
清華大学/北京大学(北京) 西安交通大学(西安) 山東農業大学(泰安)
アメリカ合衆国...ペンシルベニア大学(フィラデルフィア) コーネル大学(ニューヨーク州イサカ)
ネブラスカ大学(ネブラスカ州リンカーン)
イギリス...ウエストロンドン大学(ロンドン) スイス...ジュネーブ大学(ジュネーブ)
フランス...イナルコ大学(フランス国立東洋言語文化大学)(パリ) ギリシャ...イオニア大学(コルフ島)
但し、毎年交換留学を実施しているのは、ジュネーブ大学とイナルコ大学となっている。

*₂イギリス...リーズ大学、オックスフォード・ブルックス大学、
国際市民コレッジ(パーミンガムCIC)

カナダ...ウィニペグ大学
アメリカ合衆国...セントラルワシントン大学
詳細は、国際交流室までお問合せください。

(2) 海外研修

海外研修は、夏期および春期休暇中に海外の協定校等で行われる本学主催の短期集中授業です。

1. 目的 外国語の修得と異文化体験（モナッシュ大学研修は海外の医療事情の体験もあります。）

2. 研修地

<夏期>

アメリカ 受入先機関については検討中

イギリス ウェストロンドン大学（ロンドン）

中国 北京大学

} 隔年で実施予定

オーストラリア モナッシュ大学（メルボルン） - *看護学科学生のためのプログラムですが、他学科の学生も参加できます。

（看護学科以外の学生は単位認定なし）

<春期>

オーストラリア クイーンズランド大学

フランス語圏への研修につきましては、国際交流室までお問合せください。

3. 研修期間 <夏期> 8月上旬から約3週間

*但しモナッシュ大学研修は8月下旬～9月上旬の約17日間

<春期> 2月中旬から約3週間

4. 研修内容 語学研修、アクティビティー

宿泊先：学生寮またはホームステイ（研修先によって異なりますので、詳細は国際交流室にお問合せください。）

5. 単位認定 教養教育科目「自己開発：2単位」（モナッシュ大学研修においては「医療英語（会話）：1単位」）

が認定されます。但し単位認定には帰国後所定の申請が必要です。実際の単位認定に関しては、単位認定の対象となる活動が終了してから、所定の時期に、「活動報告書」「単位認定願」等を提出してください。授業担当者及び全学共通教育委員会が内容を審査し、承認されれば単位認定されます。評価は「P」になります。詳しくは、共立シラバスを参照してください。

6. 参加費用 未定

7. 申込場所 国際交流室（本館411号室）

8. 申込期限 詳細は、kyonet および国際交流室前の掲示板にてお知らせします。

- ・スケジュールに耐えられる体力のない方、団体行動に適さないと本学が判断した場合は、研修開始直前あるいは開始後であっても参加をお断りすることがあります。
- ・中国研修の参加希望者は、可能な限り、「基礎中国語（入門）」を履修するか、同等程度の中国語を習得し、海外研修が実り豊かになるように準備してください。
- ・世界情勢その他の理由により、研修を中止することもあります。また、上記2～8の内容を変更することがあります。
- ・春期研修に参加した卒業期の学生については、単位は認定されません。

12．他短期大学との単位互換制度について

本学は、東京都私立短期大学協会コンソーシアムの単位互換制度に参画しています。この制度は東京都内の他の短期大学で履修、修得した授業科目の単位を自分が所属する短期大学で履修、修得した単位とみなす制度です。所属する短期大学とは違った環境の中で興味のある科目を履修することにより、ひと味違う大学生活を楽しめるはずです。時間割上履修可能な範囲で活用してください。修得した単位は、教養教育科目として条件内で卒業要件に認められます。

詳細は、東京都私立短期大学協会のHP「単位互換のお知らせ」をご覧ください。申込は教務課になります。ただし、看護学科は対象外です。

13．科目等履修

卒業要件単位を取得して卒業したのち、在学中に履修できなかった科目を、科目等履修生として履修することができます。

- ・手続き場所：教務課
- ・出願期間：前期および後期授業開始前
- ・手続きに要する費用：科目等履修登録料 = 16,000 円 科目等履修料 = 1 単位につき 12,000 円
手続きを完了した者には、「科目等履修生証」を交付します。
- ・授業および試験に関しては正規の学生と同一の規程を適用します。
- ・科目によっては履修が認められないこともありますので、手続き時に確認してください。
- ・履修することができる授業科目の単位数は、30 単位までです。
- ・履修した授業科目に出席し、試験（レポートを含む）を受けて合格した場合は、教授会の議を経て単位が与えられ、必要のある場合は単位取得証明書を発行します。
- ・短大在学中に学部で 1・2 年生に開講する科目を科目等履修生として受講し、単位を取得することもできます。詳細は教務課にお問合せください。

14．編入学

短期大学等を卒業して4年制の大学に中途入学することを編入学といいます。

編入先の大学を卒業するには、卒業に必要な単位数から認定単位数（短大で修得した単位のうち編入学時に認められた単位数）を差し引いた残りの単位数を2年間（または3年間以上）で修得することになります。編入学はおよそ以下のように行なわれます。

共立女子大学へ編入学する場合

入試事務室が担当しています。学内の編入学制度には、「特別推薦編入学」と「一般編入学」があります。「試験要項」については、6月初旬にkyonetでご案内します。

1．編入学することができる学部、学科、コース

家政学部 被服学科/食物栄養学科（食物学専攻のみ）/建築・デザイン学科

文芸学部 文芸学科（日本語日本文学/英語英米文学/フランス語フランス文学/劇芸術/造形芸術/文芸教養/
文芸メディアの各コース）

国際学部 国際学科（国際文化コース/国際社会コースの各コース）

2．募集人員、試験方法、認定単位数等の詳細は、「編入学試験要項」を参照してください。

他大学へ編入学する場合

就職進路課が担当しています。推薦編入学受験可能な大学の試験情報については、希望者にkyonetでご案内します。推薦・一般とも入試時期は大学により異なります。

編入学に関する資料は、就職進路課の資料室で閲覧することが可能です。6月と10月には「編入学ガイダンス」を実施し、基本的な情報収集から筆記対策まで詳しい説明があります。

15. 履修に関するQ & A

Q：卒業要件単位について説明してください。

A：卒業するために必要な最低の修得単位数をいいます。決められた合計単位数を修得するだけでなく、授業科目区分ごとに定められた必要単位を修得しなければなりません。
所属学科の卒業要件「卒業に必要な最低単位数」を参照してください。

Q：選択必修について説明してください。

A：必ず履修し、単位を修得しなければならない必修科目に対し、指定された複数の科目から決められた単位数を修得する科目をいいます。
卒業に必要な単位以上に修得した単位は選択単位に含まれます。

Q：履修登録科目を変更したいのですが。

A：原則として、一度登録した科目を変更することはできません。履修登録は十分確かめたうえで手続きをしてください。

Q：臨地実習に関する科目を落としてしまいましたか？（看護学科）

A：臨地実習科目は各分野ごとにステップアップしていく必要があります。そのため、単位を修得できなかった場合、次の段階の科目を履修することはできません。-履修方法の詳細は「臨地実習前提条件」を参照してください。

Q：2年次で1年次に設置されている科目を履修することができますか？

A：自分の年次より高年次に設置されている科目を履修することはできません。一方、低年次に設置されている科目は履修することができますが、できるだけ設置されている年次で単位を修得するよう心がけてください。

Q：不合格になった科目を再度登録することはできますか？

A：不合格になった科目（評価：D、X）は、翌年度以降に登録することができます。また、不合格になった科目が前期科目の場合は、指定期間内に、同年度の後期に追加して登録ができます。ただし、合格した科目を再度登録することはできません。

Q：授業を欠席しなければならなくなった場合、どうすればいいでしょうか？

A：本学では、授業欠席に対する特別な扱いはありませんが、やむを得ない理由で欠席しなければならないことが事前に分かっている場合は、授業担当者に連絡してください。また、病気等で急に欠席してしまった場合は、次の授業の際に授業担当者に申し出てください。

1週間以上続けて欠席する場合は、「欠席届」を出してください。-期末試験の受験資格に抵触することもありますので、やむを得ない理由以外の欠席はしないよう注意してください。

Q：病気や、やむを得ない理由で試験に欠席するときはどうすればいいでしょうか？

A：かならず試験開始前に教務課に連絡をし、指示を受けてください。連絡先は科目概要、kyonetでお知らせしています。

Q：看護師の資格はどのようにしたら取得できますか？（看護学科）

A：本学の看護学科の卒業要件単位を満たすと、看護師国家試験受験資格が取得できます。

国家試験の受験方法や手続きについては別途説明会を行なう予定です。

なお、学内で看護師国家試験対策模擬試験を実施しますので進んで受験してください。

Q：教養教育科目を要件単位以上履修した場合はどうなりますか？

A：余裕があれば履修するのはかまいませんが、卒業要件になるのは各学科のカリキュラム表に記載してある単位までです。

Q：他コース科目は制限単位以上履修することはできますか？（生活科学科・文科）

A：生活科学科では他コースの科目は12単位までしか履修できません。コースの特色上、本来のコースの科目を履修するのがのぞましいので制限しています。

A：文科では他コースの科目は6単位まで卒業要件に含めることができます。それ以上は、卒業要件には入りませんが、履修することができます。

. 諸 規 程 等

- 1 . 共 立 女 子 短 期 大 学 学 則
- 2 . 共 立 女 子 短 期 大 学 学 位 規 程
- 3 . 共 立 女 子 大 学 ・ 共 立 女 子 短 期 大 学 試 験 規 程
- 4 . 共 立 女 子 短 期 大 学 看 護 学 科 履 修 規 程
- 5 . 看 護 学 科 再 評 価 試 験 に 関 す る 内 規 (抜 粹)
- 6 . 共 立 女 子 大 学 ・ 共 立 女 子 短 期 大 学 給 付 奨 学 金 規 程
- 7 . 共 立 女 子 大 学 ・ 短 期 大 学 留 学 規 程
- 8 . 共 立 女 子 大 学 ・ 短 期 大 学 国 際 交 流 奨 学 金 規 程

1. 共立女子短期大学学則

第1章 総 則

第1条 本短期大学は、学生の主体的な学びを育み、専門の学芸を教授し、職業または實際生活に必要な能力と幅広く深い教養および総合的な判断力を培うとともに、誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成することを目的とする。

2. 前項の規定に基づき、本短期大学の各科等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定め、公表する。

第1条の2 本短期大学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行ない、その結果を公表する。

2. 前項に関する規定は別に定める。

3. 本短期大学は、第1項の措置に加え、本短期大学の教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

第1条の3 本短期大学は、教育研究活動の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第2章 学科の組織および修業年限

第2条 第1条の目的を達成するため、本短期大学に生活科学科、文科および看護学科をおく。

第3条 削 除

第4条 生活科学科および文科の修業年限は2年とし、看護学科の修業年限は3年とする。ただし、在学年数は各修業年限の2倍を限度とする。

第3章 学年、学期および休業日

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学創立記念日（10月18日）
- (3) 夏季休業日（7月28日から9月20日まで）
- (4) 冬季休業日（12月21日から翌年1月7日まで）
- (5) 春季休業日（3月20日から4月7日まで）

ただし、休業日においても必要ある場合は授業を行なうことがある。

2. 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教職員組織

第8条 本短期大学に学長、科長および主任をおく。

第9条 本短期大学に教授、准教授、講師、助教および助手をおく。

第10条 本短期大学に事務職員をおく。

第11条 本短期大学に教授会をおく。教授会は学長および教授をもって構成する。ただし、必要ある場合は准教授、講師および助教を加えることができる。

2. 本短期大学に全学共通教育委員会をおく。全学共通教育委員会については、別に定める。

第12条 教授会は短期大学に関する次の事項を審議する。

- (1) 学則の適用および改正に関する事項
- (2) 教育研究ならびにその施設設備に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 学生の入学卒業等学生の身分に関する事項
- (7) 学長候補推薦に関する事項
- (8) 科長および主任候補に関する事項
- (9) 学校法人の評議員候補に関する事項
- (10) 学長の諮問する事項
- (11) その他教授会が必要と認める事項

第5章 授業科目および単位数

第13条 生活科学科および文科の授業科目は教養教育科目および専門教育科目に、看護学科の授業科目は教養教育科目、学科スキル科目および専門教育科目に分ける。

第14条 生活科学科の授業科目および単位数は別表第1の通りとする。

第15条 文科の授業科目および単位数は別表第2の通りとする。

第15条の2 看護学科の授業科目および単位数は別表第2の2の通りとする。

第16条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本短期大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第16条の2 1年間の授業を行なう期間は試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第16条の3 本短期大学は、学生に対して、授業の方法および内容ならびに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2. 本短期大学は、学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第16条の4 本短期大学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第6章 履修方法

第17条 各学科の授業科目は教授会の定める教育課程に従い、各年次に配当する。学生は原則として、各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

第18条 学生は履修しようとする授業科目を毎学年始め所定の期日までに届け出なければならない。

第19条 学生は所属の学科(看護学科を除く。)によって、それぞれ次の単位を含めて62単位以上修得しなければならない。

(1) 教養教育科目	(生活科学科)	14単位
	(文科)	16単位

(2) 専門教育科目		
生活科学科	48単位	
文科	46単位	

2. 看護学科にあっては、次の単位を含めて97単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養教育科目および学科スキル科目	13単位以上
(2) 専門教育科目	84単位以上

3. 第1項に定める単位数のうち、生活科学科および文科においては、他学科の別に定める授業科目および他短期大学との間で協定を結んだ単位互換科目について修得した単位を6単位を限度として、教養教育科目として認めることができる。

第19条の2 教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について、30単位(看護学科にあっては46単位)を超えない範囲で本短期大学において修得したものとみなすことがある。

2. 前項の規定は、学生が、外国の短期大学または大学に留学する場合および外国の短期大学または大学が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3. 前2項の規定については別に定める。

第19条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他

文部科学大臣が別に定める学修を、本短期大学における授業科目の履修とみなし、必要な単位を与えることがある。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（看護学科にあっては46単位）を超えないものとする。

3. 前2項の規定については別に定める。

第19条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学に入学する以前に短期大学または大学において修得した単位（第40条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学において修得したものとみなすことがある。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における履修とみなし必要な単位を与えることがある。

3. 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条の2第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（看護学科にあっては46単位）を超えないものとする。この場合においては第19条の2第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位（看護学科にあっては53単位）を超えないものとする。

4. 前3項の規定については別に定める。

第20条 削除

第7章 別科（生活科学専修）

第21条から第27条 削除

第8章 学生定員

第28条 各学科の学生定員は次の通りとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	170名	340名
文科	170名	340名
看護学科	100名	300名

第9章 入学、休学、復学、退学、転学、編入学、転科、留学、再入学および除籍

第29条 入学の時期は学年の始めとする。

第30条 本短期大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校または中等教育学校の後期課程を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修

了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
- (6) 学校教育法施行規則第 150 条 4 号において文部科学大臣の指定した者。
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したものの

第 31 条 入学志願者に対しては選抜試験を行なう。

第 32 条 入学志願者は、入学志願書および出身学校長から提出する調査書を所定の期日までに提出し、本学則第 52 条に規定する入学検定料を納入しなければならない。

第 33 条 選抜試験に合格し、所定の期日までに本学則第 52 条に規定する納入金を納め、保証人連署の誓約書を提出した者に対して入学を許可する。

2. 保証人は父または母とし、父母のない場合はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。
3. 本短期大学は保証人として不相当と認めるときは、その変更を命ずることがある。
4. 学生が保証人を変更するときは、新旧保証人連署してただちに届け出なければならない。また、保証人が住所、氏名を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

第 34 条 病気その他止むを得ない理由によって 1 学期以上就学できない者は、保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。ただし、休学の期間はその学年度内とし、願い出によって、引き続き 1 年以内休学することができる。

2. 休学の期間は通算して 2 年（看護学科にあっては 3 年）を超えることはできない。
3. 休学の期間は本学則第 4 条に規定する修業年限および在学年数に算入しない。

第 35 条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て許可を得なければならない。

2. 復学の時期は学期の始めとする。

第 36 条 病気その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て許可を得なければならない。ただし、願い出た期日を含む学期の授業料その他の学費を納入していなければならない。

第 37 条 他の短期大学から本短期大学に転学を志願する者があるときは、本短期大学に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することがある。

2. 本短期大学から他の短期大学に転学を志願する者があるときは、願い出の理由によって、教授会の議を経てこれを許可することがある。

第 37 条の 2 本短期大学に編入学を志願する者（学校教育法の規定により、大学への編入学が認められた専修学校専門課程を修了した者。）があるときは、本短期大学に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て

これを許可することがある。

第 37 条の 3 削 除

第 37 条の 4 本短期大学の学生で他の学科へ転科を願い出る者がいるときは、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することがある。

2. 転科に関する必要事項は、別に定める。

第 37 条の 5 外国の短期大学あるいはこれに相当する高等教育機関に留学を希望する者は、教授会の議を経て留学することができる。

2. 前項の留学期間は、1 年を限度として在学年数に算入することができる。

3. 留学に関する必要事項は、別に定める。

第 38 条 本学則第 36 条によって退学した者または第 38 条の 2 第 1 号、第 3 号から第 5 号の規定により除籍された者が、2 年以内に再入学を願い出るときは、選考のうえ、教授会の議を経てこれを許可することがある。ただし、入学の時期は本学則第 29 条によるものとする。

2. 再入学に関する規定は別に定める。

第 38 条の 2 次の各号に該当する者は教授会の議を経て除籍する。

- (1) 本学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない者
- (2) 本学則に定める在学年限を超えた者
- (3) 本学則に定める休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 本学所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない者

2. 前項各号の取扱いについては別に規定を定める。

第 39 条 学生が住所、氏名および本籍地を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

第 10 章 科目等履修生、単位互換履修生、外国人学生および委託生

第 40 条 本学則第 30 条の各号の一に該当する者が、本短期大学の授業科目中その一部について履修を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2. 他の大学又は短期大学の学生で、大学間もしくは複数の大学との間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望するものがあるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、単位互換履修生として許可することがある。

3. 科目等履修生、単位互換履修生として履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与えることができる。

4. 科目等履修生、単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

第 41 条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学則第 52 条に規定する科目等履修登録料および科目等履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

第 42 条 削 除

第 43 条 削 除

第 44 条 外国公館の証明のある外国人で、入学を志願する者がいるときは、特別の選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

第 45 条 他の大学、短期大学または公共機関から委託生として推薦された者が、学修を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、これを許可することがある。

第 46 条 外国人学生および委託生の授業料その他の納入金については、科目等履修生に準ずる。

第 47 条 科目等履修生、外国人学生および委託生については、本章の規定のほか正規の学生に関する規定を準用する。

第 11 章 課程修了の認定

第 48 条 授業科目修了の認定は試験による。

第 49 条 試験は所定の課程修了に応じて、学期末もしくは学年末に行う。

2．試験の方法は、筆記試験または口述試験による。ただし、教授会においてこれに代わる方法を認めた授業科目についてはこの限りではない。

3．試験の成績は、S・A・B・C・Dをもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。

4．試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

5．試験に不合格となった授業科目については、再履修しなければ試験を受けることができない。

第 50 条 病気その他止むを得ない理由によって試験に欠席した者は、所定の期日までに願い出て許可を得た場合に限り、追試験を受けることができる。

第 12 章 卒業および学位の授与

第 51 条 本短期大学を卒業するためには、学生は2年以上（看護学科にあつては3年以上）在学し、本学則第 19 条に規定する単位数を別表第 1、第 2 および第 2 の 2 の中から修得しなければならない。

第 51 条の 2 本短期大学に2年以上（看護学科にあつては3年以上）在学し、本学則に規定する授業科目および単位数を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2．削 除

第 51 条の 3 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第 13 章 学費その他

第 52 条 入学金、授業料、施設設備維持費、実験実習料、科目等履修登録料および科目等履修料の納入額および納入方法は別表納入額第 1 の 1 の通りとする。

2．入学検定料は別表納入額第 1 の 2 の通りとする。

第 53 条 一度納入した学費その他の納入金は返還しない。ただし、入学時の学費については、本人および保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り入学金以外の納入金を返還する。

第 53 条の 2 経済的理由によって授業料等学費の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者またはその他止むを得ない事情があると認められる者で、当該学科を経て願い出たときは、授業料等学費の徴収を猶予するこ

とがある。

2. 授業料等学費の徴収の猶予に関する規程は別に定める。

第 54 条 授業料等の学費を納入していない者は試験を受けることができない。

第 55 条 第 56 条 第 57 条 第 58 条 削 除

第 14 章 賞罰

第 59 条 学業が特に優秀な者または学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

第 60 条 本短期大学教育の趣旨に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は訓告、停学および退学とする。

3. 退学は次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 15 章 図書館および研究所

第 61 条 本短期大学に図書館をおく。

2. 図書館に関する規程は別に定める。

第 61 条の 2 本学に総合文化研究所をおく。

2. 総合文化研究所に関する規程は別に定める。

第 16 章 公開講座

第 62 条 公開講座は教授会の議を経て随時開設する。

第 17 章 学生寮

第 63 条 本短期大学に学生寮を付設する。

2. 学生寮に関する規程は別に定める。

附 則

本学則は昭和 25 年 4 月 1 日からこれを施行する。

省略

附 則

1. この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 20 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 21 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 22 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 23 年度以前に入学した者については、従前の例による。

別表納入額第 1 の 1

納 入 額

	生活科学科	文科	看護学科
入 学 金	150,000 円	150,000 円	150,000 円
授 業 料(年額)	750,000 円	750,000 円	1,190,000 円
施設設備維持費(年額)	370,000 円	340,000 円	180,000 円
実験実習料(年額)	50,000 円	-	80,000 円
科目等履修登録料	16,000 円	16,000 円	-
科目等履修料(1単位につき)	12,000 円	12,000 円	-

納入方法

1. 授業料および施設設備維持費、実験実習料は半額ずつ前期分は 4 月 30 日まで、後期分は 10 月 20 日までに納入するものとする。
2. 2 年次以降の納入金は、新入学者の納入金(入学金を除く。)と同額とする。
3. 最低在学年限を超過した学生の納入金は、当該学生の前年度納入金と同額とする。
4. 休学期間中は当該年度納入金の半額を免除する。
5. 留年者の学費納入取り扱い基準
卒業要件不足単位数が 10 単位以内は納入金の年額の 4 分の 1 とする。
卒業要件不足単位数が 11 単位から 25 単位は納入金の年額の 2 分の 1 とする。
卒業要件不足単位数が 26 単位以上は納入金の年額とする。
6. 再入学者の入学金は徴収しない。

別表納入額第1の2

	生活科学科	文科	看護学科
入 学 検 定 料	35,000 円	35,000 円	35,000 円

* センター試験利用者の検定料は 19,000 円とする。

* 秋季に実施する推薦入学およびAO入試の不合格者が、一般入試を受験する場合に一学科に限り検定料を免除する。

* 短期大学一般入試（A日程）で複数出願する場合の検定料は、下表のとおりとする。

複数出願の状況	検 定 料
2 出 願	40,000 円
3 出 願	45,000 円

2. 共立女子短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び共立女子短期大学学則(以下「学則」という。)第51条の3の規定に基づき、共立女子短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

生活科学

文科

看護学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第51条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記(別紙様式)を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「共立女子短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2. 平成18年度以前に入学した者については第2条の規定にかかわらず、従前の例による。

別紙様式

第 号	共立女子学園長 共立女子短期大学長	平成 年 月 日	短期大学士()の学位を授与する	本学 科所定の課程を修め本学を卒業したので	印	氏名	年 月 日生	学位記
	印 印							

3. 共立女子大学・共立女子短期大学試験規程

本学学則に規定する試験に関する事項を次のように定める。

(試験の定義)

第1条 試験は、学則に基づき、大学が学生に対し授業科目所定の課程修了を認定する方法である。

2 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(試験の種類)

第2条 本学において実施する試験は、授業内試験、追試験及び再試験とする。

授業担当者が、授業中に行う試験を授業内試験という。

2 授業内試験のうち、授業科目の課程修了に応じて学期末もしくは学年末の授業期間の最終週に行う試験を期末試験という。

3 追試験は、病気その他止むを得ない理由によって、期末試験に欠席し、所定の許可を得た者に対して行う。

4 追試験に関する細則は別に定める。

5 再試験は、卒業期の学生で試験の結果不合格となり、卒業要件に達しなかった者のうち、教授会の許可を得た者に対して行う。

6 再試験に関する細則は別に定める。

(試験の方法)

第3条 試験は、筆記試験、口述試験、報告書、論文、作品及び実技等の方法によって行う。

(試験の実施)

第4条 期末試験、追試験、再試験は、本規程及び試験実施に関する内規等に基づき授業科目担当者が実施する。

2 授業科目担当者は、本規程に基づき、試験問題の出題、試験監督及び答案の採点を行う。

(試験監督)

第5条 試験監督は、当該授業担当者が行うものとし、必要に応じて助手その他の職員が当たる。

2 試験監督は、試験が厳正かつ公正に行われるよう当該試験を管理する。

(試験の運営)

第6条 試験の運営は、教務課が当たる。

2 教務課は、本規程及び試験運営に関する内規等に基づき、試験実施の準備、試験問題及び答案の管理・受け渡し、試験中における事故の処理等を行う。

(受験資格)

第7条 受験資格は、次の条件を充たした者に与える。

- (1) 当該授業科目の履修登録をしていること
- (2) 当該授業科目の出席時間数が原則として授業総時間数の2/3以上あること
- (3) 当該期の学費を納入していること

(試験中の不正行為)

第8条 試験は厳正に行われるものとし、試験中に学生の不正行為があった場合は教授会の議を経て懲戒する。

2 試験中の不正行為に関する細則は別に定める。

附 則

この規程は平成元年4月1日から施行する。又、昭和39年12月1日施行の試験規程はこれを廃止する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

4. 共立女子短期大学看護学科履修規程

第1条 この規程は、看護学科の授業科目の履修方法について、共立女子短期大学学則および共立女子大学・共立女子短期大学試験規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(履修)

第2条 学生は該当学年に配当された必修科目の他、選択科目から必要単位を選択して履修しなければならない。

2. 低年次に配当された授業科目は履修することができるが、上級年次に配当された授業科目は履修することはできない。

3. 臨地実習科目を履修するためには、看護学科が指定する要件を満たさなければならない。

(成績評価基準)

第3条 評価の基準は次のようにする。

評価	点数	判定
S	90点以上100点まで	合格
A	80点以上89点まで	
B	70点以上79点まで	
C	60点以上69点まで	
D	59点以下	不合格

(試験)

第4条 看護学科の試験は、期末試験、追試験および再評価試験とする。

(受験資格)

第5条 出席時間数が各授業科目の授業総時間数の5分の4以上を満たしていない者には、受験資格が与えられない。

2. 受験資格は通年科目または2学年におよぶ科目についても、学期ごとに審査する。

(再評価試験)

第6条 期末試験および追試験で不合格となった者は、当該科目の再評価試験を受けることができる。出席時間数の不足により受験資格を失った者は再評価試験を受けることはできない。

2. 再評価試験については別に定める。

(補習実習)

第7条 臨地実習の出席が実習総時間の5分の4に満たない場合、その事由により補習実習を行うことがある。

2. 補習実習については別に定める。

(進級)

第8条 1年次の修得単位数が33単位未満である場合は2年次に進級できない。

2. 3年次臨地実習科目は、別に定める臨地実習前提条件を満たしていないと、履修できない。

附則

この規程は平成17年4月1日より施行する。

附則

この規程は平成18年4月1日より施行する。

5. 看護学科再評価試験に関する内規（抜粋）

第1条 共立女子大学・短期大学試験規程第2条に定める期末試験および追試験に不合格（評価D）になった学科スキル科目・専門教育科目があるときは、再評価試験を受けることができる。

- 2 再評価試験に対する追試験は行わない。
- 3 臨地実習については別に定める。

第2条 再評価試験を受けようとする者は、所定の再評価試験願を教務課に提出しなければならない。

第3条 再評価試験該当者は、本学所定の受験料を納入しなければならない。

第4条 （略）

第5条 再評価試験に合格した場合の評価は「C」とする。

附則

この規程は平成16年7月1日より施行する。

6. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程

（目的）

第1条 この規程は本大学院・大学・短期大学に在籍する学生で、学業成績・人物ともに優れ、勉学意欲があるにもかかわらず、家計が急変するなど修学が困難になった学生を支援する給付奨学金（以下「奨学金」という）について必要事項を定める。

（資格）

第2条 本学大学院・大学・短期大学に在籍（大学院学則第8章・大学学則第9章・短期大学学則第10章に該当する学生を除く）し、次のいずれかに該当する学生を対象とする。ただし、他の給付奨学金との併用は認めない。

- 2 家計支持者の失職・死亡等により修学が困難になった学生
- 3 家計支持者あるいは本人が火災・風水害等の災害により修学が困難になった学生
- 4 上記以外で大学が認めた理由により修学が困難になった学生

（給付年額および期間）

第3条 当該年度の学費（授業料・施設設備維持費・実験実習料）の半額相当を上限とする。

- 2 奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。ただし、次年度以降も再出願することができる。

（奨学生数）

第4条 年間の採用数は特に定めない。

(申請)

第5条 所定の申請書に家計が急変したことを証明できる書類を添付し、学生課に提出する。なお、申請の受付は随時とする。

(選定および決定)

第6条 学生課は申請書を取りまとめ、学長に提示する。学長はこれを決定する。

2. 学生課は奨学生の採用の可否を本人に通知する。

(交付)

第7条 奨学金は本人指定の銀行口座に振り込む。

(奨学金の取消しおよび返還)

第8条 当該学生が学則によって懲戒処分を受けたとき、あるいは休学・退学等学籍に異動があったときは、学長に報告のうえ奨学金の取り消しまたは返還を求めることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は常務理事会の承認を得るものとする。

付 則 この規程は平成18年12月1日から施行する。

7. 共立女子大学・短期大学留学規程

(目的)

第1条 この規程は、共立女子大学大学院学則第57条の2第3項、共立女子大学学則第31条の2第3項および共立女子短期大学学則第37条の5第2項の規定に基づき、共立女子大学大学院・共立女子大学・共立女子短期大学(以下「本学」という。)の学生が、外国の大学あるいはこれに相当する高等教育機関(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(留学先)

第2条 学生が留学できる外国の大学等は、次のとおりとする。

- (1) 協定校 - 教育・学術研究に関する相互交流協定を締結した外国の大学等
- (2) 提携校 - 学生の派遣に関する覚書を取り交わした外国の大学等
- (3) 認定校 - (1)、(2)以外で、学生が留学を希望する外国の大学等で本学が認定するもの

(留学の定義と種類)

第3条 留学とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 交換留学 - 学内選考を経て、協定校のうち学生の相互交流に関する協定を締結した大学等において、授業科目を履修すること
- (2) 派遣留学 - 学内選考を経て、提携校において、授業科目を履修すること
- (3) 一般留学 - (1)、(2)以外で外国の大学等において、授業科目を履修すること

(留学資格)

第4条 留学する者は、本学に1年以上在学し、留学する前年度までに30単位以上を修得していることを原則とする。ただし、大学院はこの限りではない。

(留学許可申請)

第 5 条 留学を希望する者は、原則として留学を開始する 2 ヶ月前 (長期休暇中の場合は、この期間を除く。) までに、次の書類を本学に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の「留学願」および「留学計画書」
- (2) 留学先が発行する「入学許可書」あるいは「受入許可書」等
- (3) 留学先の概要を示す「大学案内」等 (一般留学の場合のみ提出)

(留学の選考および許可)

第 6 条 留学の許可は、本学教授会の議を経て学長が決定する。

2 第 3 条第 1 項第 1 号及び 2 号に該当する学生の選考は、大学・短期大学国際交流委員会が行う。

(留学期間と在学年数への算入)

第 7 条 留学期間は、原則として半期あるいは 1 年とし、在学年数に算入する期間は 1 年を限度とする。

(継続履修)

第 8 条 留学年度に履修登録をし、半期の履修を終了した授業科目を帰国年度以降の半期に継続して履修することを「継続履修」という。継続履修は本学教授会の承認のもとに通年の履修として認めることができる。

2 担当教員がその授業を担当していない場合、また該当する科目が開講されていない場合は、代替科目の措置がとられる場合がある。

3 継続履修は、1 年を超える留学には認められない。

4 留学開始の学年に履修登録した授業科目の成績は、継続履修の終了まで保留として処理される。

(留学中に修得した単位の認定)

第 9 条 外国の大学等において修得した単位のうち、本学教授会が適当と認めたものは、大学院は修士課程および博士前期課程においては 10 単位、博士後期課程においては 4 単位、大学は 60 単位、短期大学は 30 単位 (看護学科にあっては 46 単位) を超えない範囲で卒業に必要な単位として認めることができる。

2 外国の大学等において修得した単位の認定を希望する者は、次の書類を本学に提出し教授会の承認を得なければならない。

- (1) 本学所定の「単位認定願」
- (2) 単位の認定を希望する本学授業科目とそれに内容が整合する外国の大学等で単位修得した授業科目のリスト
- (3) 外国の大学等が発行する成績証明書および授業を受けた科目の内容を説明した書類

(留学終了の手續)

第 10 条 留学生は、帰国後 1 ヶ月以内 (長期休暇の場合は、この期間を除く。) に次の書類を本学に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の「帰国届」
- (2) 外国の大学等が発行する在学期間を明記した書類

(授業料の免除)

第 11 条 留学期間中の本学の授業料は、特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 交換留学をする学生は、留学期間中の本学の授業料を免除する。
- (2) 前号以外の学生は、留学期間中の本学の授業料の半額を免除する。

(留学許可の取消)

第 12 条 留学の許可の取消は、次の各号のいずれかに該当する場合、外国の大学等と協議のうえ本学教授会の議を経て、学長が決定する。

- (1) この規程の定めに従わない場合
- (2) 留学の目的が達成できないと認められる場合
- (3) 傷病その他やむをえない理由により留学を続けることができない場合
- (4) 留学先の定めに従わず、秩序を乱すような行為があった場合

2 前項により留学の許可が取消された場合は、直ちに帰国し本学の指示に従うものとする。

(細則)

第 13 条 この規程の運用については別に定める。

(規程の改正)

第 14 条 この規程の改正は、共立女子大学・短期大学国際交流委員会で検討し、教授会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

8. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程

(目的)

第1条 共立女子大学院・大学・短期大学に在籍する学生に奨学金を給付することにより、共立女子大学・短期大学留学規程(以下「留学規程」という)に基づく留学および海外研修を奨励し、国際理解を深め国際交流を振興することを目的とする。

(種類)

第2条 国際交流奨学金の種類は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金。
- (2) 前号以外の留学規程に基づく留学奨学金(以下「規程留学奨学金」という)。
- (3) 本学主催海外研修奨学金(以下「海外研修奨学金」という)。

(申請資格)

第3条 交換留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 「交換留学生募集要項」に基づき応募していること。
- (2) 過去に本奨学金を受給していないこと(規程留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は交換留学奨学金の対象外とする)。

2. 規程留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 留学先の大学等に入学許可を得ていること、または入学許可の申請等をしていること。
- (2) 前学期までの本学学業成績係数 $<(3 \times A \text{科目単位数} + 2 \times B \text{科目単位数} + 1 \times C \text{科目単位数}) \div \text{修得単位数}>$ が大学・短期大学国際交流委員会(以下「国際交流委員会」という)の定める一定の値であること。
- (3) 国際交流委員会の定める一定の語学力を有すること。
- (4) 過去に本奨学金を受給していないこと(交換留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は規程留学奨学金の対象外とする)。

3. 海外研修奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- (1) 海外研修に応募していること。
- (2) 本学において16単位以上を修得していること。
- (3) 過去に本奨学金を受給していないこと(交換留学奨学金または規程留学奨学金を受給した学生は海外研修奨学金の対象外とする)。

(申請時期)

第4条 各奨学金の申請時期は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は交換留学応募時とする。
- (2) 規程留学奨学金は原則として毎年1月末とする。
- (3) 海外研修奨学金は研修応募時とする。

(申請方法)

第5条 各奨学金の申請方法は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は所定の「交換留学生応募用紙」を国際交流室に提出する。
- (2) 規程留学奨学金は所定の「規程留学奨学金申請書」、「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの(写)」、「留学先の大学等が発行する入学許可書または留学先の大学等に提出した入学願書等(写)」、「留学先言語の語

学力を証明するもの(写)」および「留学目的・学習計画と将来の展望(日本語)」を国際交流室に提出する。

- (3) 海外研修奨学金は所定の「海外研修奨学金申請書」および「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの(写)」を国際交流室に提出する。

(給付額および人数)

第6条 各奨学金の給付額および人数は原則として次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は1年間とし、当該学部学科・年度の授業料の半額とする。
- (2) 規程留学奨学金は1年間の場合は当該学部学科・年度の授業料の半額、6ヶ月の場合は4分の1とし、給付人数は前号を含め10名以内とする。
- (3) 海外研修奨学金は各研修1名、各5万円とする。

(選考方法)

第7条 各奨学金の選考方法は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は協定校の奨学金制度に基づく奨学金受給者を除く全ての交換留学生に給付する。
- (2) 規程留学奨学金は留学先を勘案し、申請書類および面接(日本語および留学先言語)により選考する。
- (3) 海外研修奨学金は学業成績係数により選考する。

(決定)

第8条 国際交流委員会が、各奨学金の選考方法に基づき候補者を選考の上、学長に推薦し決定する。

(給付方法)

第9条 原則として渡航前に本人名義の指定口座への振り込みとする。

(返納)

第10条 各奨学金の返納は次のとおりとする。

- (1) 交換留学および規程留学奨学金を受給した学生が、留学開始前に留学を中止した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (2) 交換留学および1年間の規程留学奨学金を受給した学生が、前半の学期終了前に正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
前半の学期終了後の場合は、給付額の半額を速やかに学園へ返納する。
- (3) 6ヶ月の規程留学奨学金を受給した学生が、正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (4) 海外研修奨学金を受給した学生が、研修開始前に不参加となった場合は、全額を速やかに学園へ返納する。
- (5) 本条に定めがなく特別の理由がある場合は、国際交流委員会にて審議する。

(報告書の提出)

第11条 受給者は、帰国後1ヶ月以内に所定の報告書を国際交流室に提出する。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

本規程は平成18年10月1日より施行する。

伝達 他

学外からの学生の住所・電話番号等に関する問い合わせには一切応じていません。大学からと偽って自宅や留守宅に住所・電話番号を問い合わせたり、学外に呼び出したりするケースもありますが、本学では、学生を学外に呼び出したり、プライバシーに関する内容を電話で連絡することは行なっていません。不審な電話には、決して応じないよう注意して下さい。

Webページアドレス

ページ名称	URL
共立女子学園	http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/

個人情報の取り扱いについて

本学園では「個人情報保護方針」を制定し共立女子学園ホームページで公開するとともに、学園全体で個人情報保護に取り組んでいます。

入学時及び在学中に本学園が取得する個人情報には次のものがあります。

学籍簿、学生カード、履修状況および成績、取得資格、学籍異動、学費納入状況、奨学金取得状況、健康診断結果、課外活動状況、その他正課および正課外に関する個人情報、進路登録カード、各種報告書、進路届

個人情報の利用目的

取得した個人情報は下記の目的の範囲内において適正に利用いたします。

< 在学中 >

1. 学籍管理、履修支援、成績管理、進級および卒業判定、海外研修および留学、その他教育支援に関する事項
(成績管理、出席状況についての保証人への連絡を含む)
2. 他校との単位互換協定に基づく学生の相互派遣に関する事項
3. 学外実習に関する事項(教育実習、介護等体験、臨地実習等にかかわる業務)
4. 課外活動、奨学金申請、通学区間や経路の確認、その他学生生活支援に関する事項
5. 健康管理に関する事項
6. 学費納入に関する事項
7. 各種証明書および学生証・学位記発行
8. 本学園からの通知・連絡、学生への連絡(掲示を含む。)
9. 本学園からの保護者または保証人への連絡・通知
10. 教育改善、学生生活改善を目的とした各種資料の作成
11. 教育内容の広報またはPRに関する事項
12. 進路支援に関する事項

< 卒業後 >

1. 本学園からの情報提供に関する事項

- 2．本学園からの依頼に関する事項
- 3．卒業生の活動支援に関する事項
- 4．在学生の支援に関する事項

共立女子学園後援会への提供

総会関連のご案内のために利用します。

社団法人共立女子学園櫻友会（同窓会）への提供

機関誌の発送、櫻友会主催の事業（行事・講習・催し物）に関する連絡、支部との連絡に利用します。

個人情報の第三者提供

取得した個人情報は、上記以外には、原則として事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。